

Title	時代史と個人史の交差：明治(廃仏毀釈)・大正(教養主義)・昭和(南方軍政)
Sub Title	A biographical research of a buddhist family in modern Japan
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2014
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.25 (2014. ) ,p.36(49)- 84(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20150331-0084">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20150331-0084</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 時代史と個人史の交差

——明治（廃仏毀釈）・大正（教養主義）・昭和（南方軍政）——

小野 修 三

### はじめに

二〇〇八年に七八才で逝去された政治学者内山秀夫先生から、私は政治を主体的に語る姿勢を見せて頂いていた。「私の場合としての福澤諭吉」〔『三田評論』一九八五年三月号所収〕でも内山先生は時代史と個人史の交差するところで論じておられた。私は本稿において、同じ時代史と個人史の交差を、私ではなく、私の祖父、伯父、父の場合において論じてみたいと思う。とは言え、祖父隆田、伯父隆歡についての記憶としては、父東一が生前自分一個の事柄として般若心経を仏壇の前に立って読経し、それが「南無大師金剛遍照、南無隆田、南無隆歡」と終わって初めて家族の朝食が始まる時の、「りゅうでん」、「りゅうかん」という、今も耳に残る音声には祖父、伯父に関するほとんどすべてだったように思う。

自分の父、兄そして自分自身について緘黙する父であった。したがって、今から書く内容は、記憶と呼ぶべき事柄ではなく、私が都立高校の二年生の夏、五九歳で他界した父親の五十回忌があと数年先のこととして迫るこの数年の間に蒐集して来た伝記的資料を元にしている。勿論、日焼けした紙袋の束のなかにその厚み分の書類が残されていることは知っていたが、それらの内容も含めて知り得た事柄を活字にして残そうと思った。

父は七歳の時に四七歳の父親と死別したので、私と同様に、あるいはそれ以上に直接の思い出は少ないかも知れないが、しかし父は

生涯「南無大師金剛遍照、南無隆田、南無隆歡」と唱え続けた人であった。私のように、自分の親について調べて初めて知るという環境に置かれた人間ではなかったはずである。「般若波羅蜜多心経 觀自在菩薩」と始まり、続く何か所か——「阿耨多羅三藐三菩提」、「掲帝掲帝般羅掲帝」——も音声として耳に残っているが、しかしいづれも意味として不明な呪文であった。子供の耳に「南無隆田、南無隆歡」と残しながら、それらの人たちのことについて父は口を閉ざしていた。

私は以下の本文において、多くの方々の助けを借りながら知るに至った事柄についてその典拠を示しつつ、出来る限り事実をして事実を語らしめたいと思っている。そして、その結果、今まで不明だったことが多少とも理解出来るようになって、その多くは個人史の領域の事柄である。しかし、本稿がその内容において明治・大正・昭和の時代史の瞬間と幾分かなりとも重なり合っているならば、本稿の叙述は人間による歴史創造の試みを遂行することで、伝記的性格を帯びるはずである。内山門下生として歴史叙述における主体性を重く見る立場に立っているわけだが、時代史は個人史に比べその資料の質と量の点で圧倒的に優位なのであり、伝記と呼ばれるためにはむしろ個人史が個人史になっているか否かが第一関門であるように思われる。

## 第一章 明治・祖父隆田（一八六六—一九二三）

（一）二〇二二年（平成二四年）五月に川崎市川崎区長が認証し、発行した戸主小野隆田の除籍謄本が手元にあるが、これには戸主小野隆田に関して、次のようにその本籍と前戸主が記されている。本籍は「神奈川縣橋樹郡大師河原村大師河原千六百四拾八番地」、前戸主は「小野亮恕」である。

戸主の小野隆田は前戸主の小野亮恕とはどのような関係かということでは「亡小野亮恕養子」と記され、父母の欄には「渡邊東太郎／金」とあり、出生は「慶応式年拾月式拾日」とある。そして戸籍の変更届出の内容が届出順に記されている。原文は箇条書きにはなっていないが、ここでは事項ごとに番号を振って表記することにする。すなわち、

- 一、明治拾七年拾月式拾日愛知縣名古屋區石神堂町渡邊東太郎參男入籍ス同日相續
- 二、明治貳拾七年六月壹日願濟弘賢ヲ隆田ニ改名
- 三、明治參拾五年五月拾日神奈川縣橋樹郡大師河原村大師河原千五百拾六番地ヨリ転籍届出同日受附入籍
- 四、明治參拾九年四月式拾四日高知縣長岡郡國府村國分五百四拾六番地ヨリ轉籍届出同日受附入籍
- 五、明治四拾四年五月式拾五日橋樹郡田島村小田七百八拾七番地へ轉籍届出同日田島村戸籍吏出川太一郎受附六月壹日届書及入籍  
通知書發送同月參日相交附除籍

以上五項目に亘るが、順次項目ごとに説明を加えると、

①現在の愛知県名古屋市中区筒井（名古屋市計画局発行『なごやの町名』平成四年、七四〇ページ参照）に当たる「愛知縣名古屋區石神堂町」が本籍地（住所）である渡邊東太郎金夫妻の、慶応二年一〇月二〇日生れの三男が、明治一七年一月二〇日に小野亮恕の養子となった。その明治一七年の養子縁組の時点で同三男は一八歳であった。なお、養父小野亮恕の本籍地（住所）は不明である。

小野亮恕は名古屋市役所編『名古屋市史』（大正四年、五〇〇―五〇一ページ）によれば、名古屋市南区熱田東町高藏（現在の名古屋市中区高藏町）の不動産（新義真言宗豊山派で東京小石川の護国寺の末寺）の住僧であり、名古屋市中区長久寺町（現在の名古屋市中区白壁）の長久寺（新義真言宗智山派で京都智積院の末寺）に「寓居」していたと記されている。神宮寺の一山であった不動産が明治初年の廃仏毀釈によって被害を受け、本尊を長久寺に移し、小野亮恕も長久寺に寓居していたということであった。再建の努力が重ねられたが、「明治二四年震災」で再び大きな被害を蒙り、大正三年に本堂の再建が叶ったとある。

以上は『名古屋市史』の教えるところであるが、さらに小野清秀著『密教名刹』（大正四年一月一七日原本発行、昭和六一年九月一二日国書刊行会発行）によれば、「不動産（名古屋市中区熱田町）豊山派」についてはこう説明されている。すなわち、「熱田神宮寺の後継寺なり、俗に熱田大薬師と稱す、弘法大師熱田に參籠の時、開基せられ、仁明天皇の朝に大藏經并に佛菩薩諸天像一千二十八像を熱田社に納め、歴朝尊奉の勅願寺たり、足利氏の末に祝融に罹りたりしが、秀頼公再建せられ、元禄十六年護持院隆光の請に依て大に神

社と共に興隆せらる、明治維新に際し、神宮寺は廢寺となりしも、當時住亮恕は不動院の名稱の下に、本尊大藥師を守護し奉りたり、此藥師は坐像なれども總丈二丈一尺八寸にして、其像内には弘法大師御作の同佛を納められ、靈驗最も多く正月修正會の大藥師鬼祭は「奇習なり」（九四―九五ページ）、と。

小野亮恕は、以上のように、明治初めの廢仏毀釈の嵐のなか、名古屋の地にあつて仏教の側に立ち、活動した人物として名が知られ、その元に自分たちの息子を養子に出すことは、実父母にとつてそれなりの安心感を伴うものであつたと想像される。また、大正二年八月二十九日付で、橘樹郡田島村戸籍吏によつて「右膳本八戸籍ノ原本ト相違ナキヲ認證ス」とされた戸主小野隆田の戸籍謄本では、隆田は「平民」だが、実父渡邊東太郎は「士族」と、それぞれ族称が付いた形で記入されているので、士族と平民の間の養子縁組だつたことになる。隆田より三歳年上で同じ旧尾張徳川藩の子弟に、清沢満之（一八六三―一九〇三）がいる。満之の場合は京都の「東本願寺給費生」<sup>(1)</sup>となつて仏門に入つた。なお、『熱田神宮史料』年中行事編下巻（熱田神宮宮庁、昭和五〇年）に、宝曆十二年（一七六三年）に書き留められた「神宮寺一山年内行事」が収録されているが、その中に「不動院亮恕（花押）」（一九ページ）とある。「亮恕」は世襲される名前であつたように思われる。

②改名に関してであるが、明治一七年一月に小野亮恕の養子になり、そして明治二七年六月に名を弘賢から隆田に改名したということに関しては、二つの可能性があると思われる。すなわち、一つ目は養子になつた明治一七年の時点で、渡邊東太郎の三男渡邊弘賢が小野弘賢となり、その俗名のまま一〇年が経つた明治二七年に僧籍に入り、小野隆田に改名したという解釈である。もう一つの解釈は、渡邊東太郎が慶応二年に誕生したその三男に与えた名前は書類上には現れておらず、明治一七年に小野亮恕の養子になつた後から遅くして僧籍に入り、小野弘賢と改名し、そして明治二七年にさらに小野隆田に改名したという解釈である。

後者の方の解釈を私自身は取りたいと考えているが、その理由は養父小野亮恕は新義真言宗豊山派に属し、養子小野弘賢は当然新義真言宗豊山派の僧侶となつたはずで、何らかの事情で同派を離れ、新義真言宗智山派の僧侶となる必要から「小野隆田」と改名したのではないかと推測される。何らかの理由とは、不動院の「明治二四年震災」での大きな被害、小野亮恕も寓居していた新義真言宗智山派の長久寺との縁が考えられるが、しかし実際のところはまったく不明である。国府村史編纂委員会編『国府村史』（昭和三十六年、二

五五ページ)によれば、小野隆田は明治二九年に土佐国分寺の住職に就任しているが、土佐国分寺は真言宗智山派に属しているので、明治二五年の改名前後で「新義真言宗豊山派」小野弘賢から「新義真言宗智山派」小野隆田へと移っていたことになるのだろうか。

③この三番目の事項が何に基因するものであるかもまったく不明である。前項の最後に記したように、小野隆田が新義真言宗豊山派から新義真言宗智山派に移っても、もし長久寺が関係しているとすれば、京都智積院だけが関係し、川崎大師平間寺が関係する理由はないように思えるからである。しかしながら、この三番目の事項、すなわち本籍がまず「明治参拾五年五月拾日神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千五百拾六番地」に変わり、さらに「神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千六百四拾八番地」への変更が実際に起こっていた。

昭和九年五月五日発行の佐藤教倫編『平間寺史』の奥付によれば、同書の発行者高橋隆超の住所、平間寺出版部の住所は共に「川崎市大師河原一六四八番地」であるが、昭和十一年九月三〇日付の『川崎市公報』(二四ページ)には、昭和十一年以前は「川崎市大師河原一六四八番地」は「寺院境内地」と記載されている。同番地はそれ以後には「川崎市大師町」と改称され、今日では川崎大師平間寺は川崎市川崎区大師町四番地四八号と住居表記されるに至っている。つまり、昭和十一年以前の「川崎市大師河原一六四八番地」とは平間寺のことであり、本章の冒頭で記した通り、小野隆田の本籍が「神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千六百四拾八番地」であったということは、小野隆田はこの平間寺を本籍地として届出を行っていたことを意味する。そうすると、第三番目の事項にある「神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千五百拾六番地」とは何であったのか。それは少なくとも神奈川県外からその本籍を神奈川県内に移す際に、まず平間寺の「寺院境内地」の外側に変更を行ない、次に「寺院境内地」に移したと考えられる。その際、本籍地は住所である場合もそうではない場合もあるのだから、実際に隆田一家が「寺院境内地」に引越したとは限らない。ただし、「神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千五百拾六番地」という、「寺院境内地」の外側の土地は隆田一家が実際に居住した番地だったように思われる。

④第四番目の事項の明治三九年四月二四日に「高知縣長岡郡國府村國分五百四拾六番地」より「神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千六百四拾八番地」への転籍が記載されているわけだが、隆田は「明治三六年」には土佐国分寺住職から「平間寺執事へ」(『國府村史』二五五ページ)移転していた。今日の土佐国分寺は高知県南国市國分五四六番地一号であり、当時の隆田の本籍地(住所)は土佐

国分寺であったわけである。

なお、国分寺という名の寺院は全国にあるので、区別のために正式名称の国分寺ではなく土佐国分寺と敢えてお呼び申上げる失礼を国分寺にはお許し願いたいですが、私は二〇一三年三月末に南国市に伺い、初めて土佐国分寺の境内を歩かせて頂いた。そして後日お便りを長老の林廣裕師から頂戴した際に、史料の原簿の複写物を同封頂き、そこには『国府村史』二五五ページ)には隆田の移転が「明治三六年」とあるところが「明治三六年二月」と記されていて、『国府村史』における省略箇所を知ることが出来た。またお便りでは隆田の後に国分寺を継いだ林快因師も名古屋の御出身とのことを教えて頂いた。名古屋の地と土佐国分寺の関係でのみ小野隆田また林快因師も動いていたのではないかと想像させるものがあるように思われる。

ところでこの第四番目の事項で不思議なことは、まだ土佐国分寺住職であった当時の明治三五年に「神奈川県橘樹郡大師河原村大師河原千五百拾六番地」に本籍を移転していることと、明治三六年に土佐国分寺住職を辞めてから三年後の明治三九年に「高知県長岡郡國府村國分五百四拾六番地」からの転籍の届けを行なっていることである。

これは実際に起こっていた事柄を戸籍が忠実に反映していないための現象としか考えられない。実際に何が起こっていたのか。『平間寺史』(昭和九年)によれば、隆運師が明治二九年三月に「長者」として「橘樹郡田島村圓能院住職」(八六ページ)となり、同三年一〇月には同じく「長者」として「橘樹郡大師河原平間寺住職」(同)になって、円能院住職を兼任し、そして同三年四月には「管長」として「依願免圓能院兼職住職」(同)となり、円能院の「院代小野隆田」(二〇二ページ)がこの明治三九年四月に「隆運僧正」(同)の後を襲って円能院住職となっていた。この人事が先ず以て先行し、その後を追って戸籍の変更の届出が行なわれたということなのだろうか。

⑤この五番目の事項は三番目の事項に連続する事柄になるが、隆田が明治三九年に円能院住職に就任した時点では、その戸籍は「高知県長岡郡國府村國分五百四拾六番地」から「神奈川県橘樹郡大師河原村大師河原千六百四拾八番地」に慌ただしく変更され、そして明治四四年に至りこの五番目の変更が行なわれたわけである。つまり、同じ橘樹郡ではあるが大師河原村から田島村への転籍(転居)の届出がなされた。この田島村小田七百八拾七番地が現在のどこに当たるかを『川崎の町名』(川崎市役所、平成三年刊)で調べると、



大正一三年七月の市制施行（川崎市）、昭和四七年一月の区制施行（川崎区）などの出来事を経て、今日の町名では川崎市川崎区小田栄一、二丁目、小田一〜七丁目、京町一〜三丁目のいずれかに属する地所となるが、それ以上は同書によっては不明である。

(二) 以上五項目に整理される、戸主小野隆田、前戸主小野亮恕の除籍謄本の記載内容を説明したが、この川崎区役所において認証・発行される最も古い（これ以上遡ることの出来ない）戸籍謄本の次に古い、戸主小野隆田、前戸主小野亮恕の除籍謄本を見ると、小野隆田に関しての新しい記載事項はまず本籍が「神奈川県橋樹郡田嶋村小田七百八拾七番地」と記載されていること、もう一つ、隆田の死亡が記載されていることである。その個所はこうである。すなわち、「大正貳年八月貳拾九日午前貳時貳拾分東京府荏原郡入新井村山下病院ニ於テ死亡全月全日届出全日受付」。

隆田は明治三六年土佐国分寺から平間寺執事に移つて一〇年、明治三九年以来円能院住職に在職すること七年、同院住職のまま大正二年病死する。『智嶺新報』第一五二号（大正二年一〇月二日発行）八ページに「大正二年八月廿九日」死亡との記載がある。なお、『智嶺新報』第一五一号（大正二年九月二日発行）巻末には、次の死亡広告が出ている。すなわち、「當院住職贈權少僧正小野隆田儀／病氣ノ處療養不相叶九月廿九日死去候條此段辱知諸君ニ謹告スノ神奈川県橋樹郡田嶋村圓能院法類中」。隆田は慶応二年（一八六六年）の生れだったから、大正二年（一九一三年）で四七歳であった。

隆田の妻は明治一一年九月八日生まれの大瀬スエで、スエは昭和八年八月二五日に他界しているので、享年五四歳だったことになる。隆田とスエとの間の長男が隆歡、次男が東一、その他に一女、一男を設けていた。次章は隆歡について記す。

## 第二章 大正・伯父隆歡（一八九八—一九二二）

(一) 前章では手元にある戸主小野隆田、前戸主小野亮恕の古い方から二つの除籍謄本を見て来たが、本章ではその内容の古さでは



三番目に古いことになる戸主小野隆歡、前戸主小野隆田の除籍謄本の内容から、伯父隆歡について見てゆくこととする。なお、本章の最後に戸主小野東一、前戸主小野隆歡の改製原戸籍を紹介し、戸籍自体の変更ではなく、その表示変更の様子を記しておきたい。

本章で紹介する除籍謄本、すなわち二〇一二年（平成二十四年）五月に川崎市川崎区長が認証し、発行した小野隆歡に関する除籍謄本には、その本籍が「神奈川県橋樹郡大師河原村大師河原千六百弍番地」とあり、戸主小野隆歡に関しては、前戸主小野隆田の長男であり、「明治参拾壹年参月拾五日」の生まれで、「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日」の欄には「大正貳年八月弍拾九日前戸主父隆田死亡ニ因リ家督相續今年九月四日届出全日受附」とある。そして戸籍の変更届出の内容が記されている。前章と同様に、原文は箇条書きにはなっていないが、事項ごとに番号を振って表記することにする。すなわち、

- 一、大正貳年拾壹月弍拾七日全郡田島村小田七百八拾七番地ヨリ轉籍届出全日受附入籍
- 二、大正拾年弍月六日午前拾時参拾分橋樹郡大師河原村大師河原千五百九拾七番地ニ於テ死亡同居者小野スエ届出同月七日受附
- 三、大正拾年拾弍月七日小野東一ノ家督相續届出アリタルニ因リ本戸籍ヲ抹消ス

以上三項目であるが、項目ごとに説明を加えると、

①小野隆歡の本籍地（住所）が「神奈川県橋樹郡田島村小田七百八拾七番地」より「神奈川県橋樹郡大師河原村大師河原千六百弍番地」に大正二年一月二七日に転籍（転居）したということである。父隆田が死亡したのは大正二年八月二九日であったから、父の死後三カ月に届け出たことになる。隆歡は明治三年三月一五日生れであるから、大正二年とは隆歡一五歳の時のことである。

次に、戸籍には勿論記載されていないが、隆歡の学歴について記そう。昭和九年の『智積院史』<sup>2)</sup>第一〇章「學校制度の變遷」、第二節「智山派大中小學林の開設と其後の本派學校制度」のなかに「明治三十八年十一月廿日認可せられたる教育條例四章二十一條中、重なる箇條を掲ぐれば次の如くである」（二〇七ページ）と記された箇所がある。すなわち、「教育條例／第二章／第二條 宗學校ヲ智山大學ト稱シ、總本山智積院中ニ設置ス」（同）。そして補則の箇所で「第十九條 専門學校令ニヨリ智山大學ノ公稱ヲ得ル迄ハ、本條例

中ノ智山大學ハ智山勸學院ト公稱ス」(同、三〇八ページ)と。そしてその「智山勸學院學則」には「第三章／第四條 本校修業年限ヲ分チ、尋常科三年高等科二年トス」、「第四章／第廿六條 本院ハ入院ヲ許スベキモノハ左ノ各項ニ依ル／一、本派寺院ノ法資ニシテ入學志願ノ者ハ、試験ノ上入院ヲ許可ス」(三〇九ページ)とある。「法資」とは寺院の住職の弟子という意味である。

その後さらに若干の変更を経るけれども、「遂に智山勸學院は同(大正三)年三月廿五日を以て専門學校令に依り文部大臣の認可を得、同時に智山勸學院の校名を新義眞言宗智山派私立大學智山勸學院と改稱」(同、三一四ページ)される。その改称の翌々年の大正五年四月に至り、『智山學報』第三号(大正五年六月一七日発行)二一九ページにおいて「本年度予科入學者」一四名のうちに「大正五年」に「東京中学」を卒業した「小野隆歡」の名を見る。

この『智山學報』は、私立大學智山勸學院の発足と共に創刊され、年一回発行の、教員と学生の両方が寄稿出来る紀要であったが、その発行母体は興風會と呼ばれた。興風會は、「本大學の附屬機關にして只管在校生の伴侶、會友職君との唯一の連絡者たり更らに筆舌の二途を以て派内有徳方々との連絡者たるべきを期するもの」(同、二三六ページ)とあり、興風會の所在地は「京都市大佛東瓦町<sup>3)</sup>私立大學智山勸學院」と大正三年二月一日に発行された『智山學報』第一号の奥付には記されていた。眞言宗智山派総本山智積院の境内であった。

『智山學報』第三号は前述の通り大正五年六月一七日発行であり、小野隆歡が私立大學智山勸學院に通い始めたその年の発行であった、その第三号の雑報欄に「當大學の近況」という記事があり、それが隆歡が実際にその一員となった学院の様子だと思われるので、少し長いが引用しておこう。すなわち、

「本院の認定となつてから本年始めて本科卒業生三名別科第二回の卒業生を出した、本大學の認定となつて日は未だ浅いけれども、其の内容實質に於て、宗教大學として他大學に比し些の遜色なきままでになり至つたのは吾々學生の等しく誇りとする處で引いては本派のため、將たまた廣く社會のため喜ばしい次第である、こゝに特筆すべきは昨年九月新たに、吾々が多年期待して居つた大槻(快尊―引用者)文學士を當院學監として得たことだ、師は世の知る如く實驗心理學を専攻せられ多年東大に在つて斯學の研鑽<sup>ケンケン</sup>に従はれ、學界のオーソリチーとして誠に得難い學者である、吾々學生はこの學徳兼備の良學監を仰ぐことの出来るに至つたのは誠に嬉しいことであ

る。／谷本（富―引用者）博士は四月から社會改良論の講座を擔任されること、なつた、世が文明になるにつれて社會はますます生の争闘は激烈となり愈々奇現象を呈するに至るのは歐米に徴して見ても自明のことである、今後の宗教家少くとも吾人青年は眼を社會の實際問題の上に注がねばならない、徒らに圓頂黒衣、珠敷を爪繰つて座敷の奥に引き込んでゐたのは、すでに過去の夢であつた前世記の遺物となつた、あまり佛書にのみ没頭して夫れ佛法の大海……は的の研究を五年やつても拾年やつても決して信仰なんか得られるものでない、丁度十七八世紀の煩鎖哲学スランヂスムを吾々は繰り返へしてゐるのだ、確かに二三世紀は後れてゐる、覺醒した吾々青年はこの時に當つて博士の社會改良論の講座を置かれたのは實際時代に契合したものであつて、佛教界の清涼劑である、西田（幾多郎―引用者）博士は四月から宗教哲學を講ぜられてゐる、博士は人も知る非常な篤學者で我が思想界の重鎮である、先生の一言雙句はこれみな人格の迸しりで、學生は先生の講義に接する時は自から襟を正し、いつも幽玄の神秘に導かれて酔はされるのである、また野崎（廣義―引用者）學士は論理學及び西洋哲學史を講じて居られる、先生は頭腦明晰、その創造的思索はつねに吾等に神秘の謎を解いて靈妙の境に引き入れて下さる、藤井（黙恵―引用者）學士は印度哲學を擔任されてゐる、あの難解なそして研究の資料に乏しい印哲、先生を待つて始めて學生は理解出来るのである（後略）。（二二二―二二二ページ）

この『智山學報』第三号には実は隆歡は予科新入生の一人として名が見えるだけではなく、卷末の會員名簿に「東京府荏原郡大井町末福寺資小野隆歡」（二三九ページ）とあり、さらにまた本文隨筆欄への寄稿者一五名中の一人として「第二位者の生活者の價値」（一三七―一四四ページ）を執筆していたのである。その文章の末尾には執筆の日付として「一九一六・五・二五 午後二時」（一四四ページ）とあるから、数カ月前に予科に入学したばかりの一八歳の小野隆歡であつた。そしてその一年後の大正六年六月一七日発行『智山學報』第四号には二篇の寄稿を行なつていた。一篇はペンネーム小野克郎<sup>4</sup>での「哲學者の夢（無韻長詩）」（三六―四五ページ）、もう一篇は小野隆歡「印度哲學宗教史に顯れたる『我』思想の發達史的考察」（二二六―二二六ページ）である。

以下、この『智山學報』第三号、第四号に掲載された三篇につき、その全文を引用することにする。その際読み易さを考慮し、句読点を何か所か補っている。なお、三番目の寄稿「印度哲學宗教史に顯れたる『我』思想の發達史的考察」に記されている「我師藤井黙恵氏」とは前記『智山學報』第三号「當大學の近況」で紹介されている「印度哲學」の「藤井學士」のことである。そして隆歡にとつ

ての「我師藤井黙恵氏」は同時期に浄土宗西山派の学寮たる西山専門学校（現在の京都西山短期大学）で講義を担当していた「京都帝大の出身の少壮の学者」、「心理学の藤井黙恵先生」<sup>(5)</sup>であったことを、文教大学女子短期大学部・文芸科講師で近世俳文学担当の中村俊定氏が執筆された「学寮時代の恩師」〔『文藝論叢』一四号、一九七八年、四二―四三ページ〕から教えられた。俊定氏が西山派の学寮に「入学したのは大正六年で、卒業したのが大正九年、すでに半世紀余の昔の話である」と語られている。浄土宗西山派と真言宗智山派との違いはあったが、俊定隆歡の両人は同じく僧籍に身を置き、同じ大正時代、同じ京都の地で、同じ先生の教えを受けた若者同士だったことになる。このメモワールをお書きになったのは一九七八年、昭和五三年であったが、同氏は昭和五九年に八四歳で逝去されたとのことである。もし隆歡がその昭和五九年まで長生きしていたら八六歳になっていたことになる。

それから同じ三番目の寄稿のなかで学恩を謝している書物に文學博士高楠順次郎・文學士木村泰賢共著『印度哲學宗教史』（丙午出版社、大正三年）がある。高楠博士は同書出版に先立つこと五年、明治四二年七月一日発行の『智嶺新報』第一〇一号にて「印度より觀たる弘法大師（一）」を公にしていた。これは同誌編集部によれば「左の一篇は六月一日神田錦輝館に於て執行せる第七回弘法大師降誕會に於ける博士の講演を筆記せるものにして博士は假りに印度人となりて演説されたる頗る面白く又た有益なるものなり本社は此度特に（眞言宗青年會）より寄贈を受けたるに依りこゝに掲載して讀者の精讀を乞ふ事となしぬ」とのことである。その連載が第一〇三号（九月一日発行）まで三回続いた。同講演は『有聲』第三七号（明治四二年七月二一日発行）から、また『六大新報』第三一三三号（明治四二年九月五日発行）から同様にそれぞれ連載された。

「第二位者的生活者の價值」小野隆歡（『智山學報』第三号、大正五年、所収）

終始なき世界を一貫して流れすすべてのもの、根底に潜んで萬物を支配する所のものとは時間である、時代の潮流である一切は是れ時代の寵兒なりとも云はれる、釋迦菩提樹下に悟り、基督十字架上に刺され、ソクラテース、毒盃を仰ぎ、アレキサンダー、馬を馳せ、ナポレオン、ワテローに敗れ、又太閤の草履持ちも、平家の没落も、一轉して太陽の自轉も遊星の公轉も、彗星の出現も、再轉汽車電

の發達も人心墮落の現代も乃至櫻花の爛漫月の皎々、蟲聲の慈々も、皆之れ無限なる時間の芝居である。

幅もなく厚さもなく、重さもない、而も絶間なき細き長さを持った時の威力は實に絶大である、時間は流轉して一刻も休まず進化變遷して果しなき永久へ突進して行く、時代は時間の集合體である、時間其者に就ては何等の勢力もない、恐るべきはその群である處のPeriodである、Ageである、私は時代論を書くのではない、其の時代に抱括せられて居る一部信仰に就てである、刻々に流轉して止まぬ時代の裡に並行して居る信仰も亦一步進化すべきものである、されば信仰と時代との關係、信仰の破壊と建設は輕視することの出來ぬ問題である。

時代を認めず思潮を知らず獨り三千年前の古き信仰を固守して何の意義があるだらうか、生活を中心として人類を基礎とした信仰は全然時代の寵兒である。建設と破壊とを以て綴られた時代の價値は實に大なるものである、驚愕によりて目醒めた哲學思潮も、苦痛によつて生れた宗教思想も、秩序の爲めに制せられた道德精神も、流れく／＼て『今』と云ふ時代に來たのだ將來は別問題として過去に於て最も發達し、進化し、複雑となつたのは、即ち『今』である、純理批判の哲學や、神人幽冥の藝術や、至正嚴格な道德は、本より缺くことは出來ないが、それより最も大切なのは信仰問題である、少くとも吾々僧徒の最大急務である、位置の東西を問はず時代の遲速を論ぜず、原始人類の崇拜の對象となつたものは自然である、赫々として萬物の養成者たる太陽や、玲瓏清涼の母たる月や、無數の群星や、炎熱を拂ふ風や、雨や蕩然快樂を與ふる酒や、汚穢を洗ひ流す水や、巍々たる山や、茫漫たる大海や、人類發展の根源たる生殖器や、其他彼等の生活に關係する著明な現象は皆彼等の信仰の的である、而して彼等は其等自然の恩恵に浴し自然に感謝して、極て單純な無邪氣な生活を送つたのである。

然し時は無邪氣ではない彼等を待て居ない。

無限な宇宙も少し宛は移動して居る、肉眼では見ることの出來ない流轉の潮が、非常な勢で突進して居るのである、人類の數は増加し、生活は困難となり罪惡は犯され、慰安は要求されて來たのである、單純な無邪氣な原始人には、現代の吾等の如き哲學も宗教も、道德も、藝術も、法律も、歴史もなかつた。其後幾度か太陽は、亞刺比亞の沙漠を横斷し、美しい花瓣は幾枚かの歴史を飾つた。人類原始より現代に至る信仰は、殆んど二の分流をなして來た。一は此の現實社會を以て神の降したまへる無上の快樂境とし、樂天的生活を高



調したもので、他は即ち現實の悲哀を認め、其を以て人間前世の果なりと信じ、現世は徹頭徹尾苦の世界である。如何にしても因果律の網は逃れることは出来ぬ。しからは人は一刻も早く此の肉の世界を脱却して、光明ある常樂我淨に生きねばならぬとする厭世思想である。是れ實に吾等信仰上の有する大矛盾である。生の厭ふべく、涅槃の寂靜は知りつゝも、猶この尊い肉を脱することが出来ぬ、幾多の聖僧哲人の頭腦を絞つた難問題である、吾等人間の生れてから死ぬ迄の間に起滅隠顯した總ての事物の上より、樂と苦を抜き取り、數の上で計算したならば苦は到底樂に對して此をなさぬ程莫大である、苦を見て喜ぶ者ありや、當然吾等は厭世せねばならぬ様になるのである。随て未來の幸福を祈り、天上の快樂を樂ふのである。即ち苦の原因である所の煩惱を抑壓し精神的に生きねばならぬ吾佛教は世界に於ける厭世教の巨頭である。或は即身の成佛を説き、或は彌陀の淨土を教へ、或は無相無説の禪味を唱ふ。私は前日不意にある友に會つた丁度其時私は法服を纏つて居た。友は私に問うた。『宗教の多くは教へて曰はく、肉を離れよ煩惱を滅却せよ、未來に生きよ、涅槃に達せよ、其は最も確かな真理だ、然し吾は靜かにこの自我から考へて見ると、是の二とない尊い生命を犠牲に供して、是の愉快な肉體を振捨て、自己を偽つてまでして、そこに何の價値がある、吾等は人間ではないか、所謂人間である吾の苦を轉じて樂を與ふるを宗教の本質とするならば、何故最う一步進んで此の罪多き現實世界を其儘幸福に導かないのだ、是の刹那に於ける、「自我」を何故充實さして呉れないのか、未來に於て救ふならば何故現在に於て化さないのだ、其が誠の血あり涙ある宗教では無いか、嗚呼吾等萬卷の經典を繕いても、千部の論藏を暗誦しても、この眞實な人の疑惑を晴すことが出来様か、然し幸ひ私は出來た、何故なら私は眞言の法流に遊ぶ一人であつたからである、其の時私は彼に告げた。「僕は今吾が眞言宗の徹底した人生觀を話すことを祝福する、何故なら吾が宗教の精神は、君が今握ぎらんとして汲々たるものに共鳴するであらう、否巧妙にも適合して居るのである。眞言密教は他の宗派の如く性慾を抑壓するものではない、煩惱を排斥するものではない更に一步を進めて、煩惱其物を以て直ちに金剛薩埵なりとするのである、煩惱即菩薩、廣大な大日如來の慈愛は善も惡も一括して、之れ實在なりとするのである、必ずしも肉の解脱を要せず、未來の光明をも望まず、吾等の此の困憊せる肉體其儘を「アハンブラフマー、スミ」なりとするものである」と、吾が友は讚美の微笑を漂して欣然と去つた。時代精神に最も接觸し、最も一致したる眞言密教の眞髓、即大慈主義を眞向に振りかざしたならば、彷徨ひ廻る羊の群は期せずして之れに靡くであらう。

時代は法を生み法は人を生み人は時代を生む。

今や時代は急轉直下、切實に吾等實際生活に肉迫して來たのである、此際大勇猛心を奮つて古い型を破し、傳習を脱して、社會に於ける宗教家の價値を確立せねばならぬ。

人類を基礎とし、生活を中心としたる宗教にして、社會に離れ人心に背き、其處に何の意義と價値を發見することが出<sup>マ</sup>るだらう、私は過日あの非現實的と思ふ戒律の價値、果して如何といふことを考へた、愚な私は、(少くとも其の時までは)あの様な不自然な制度を設けた佛が恨めしかつた、然し幾日ならずして或る解答を得た、恰も大正五年五月十二日、大師堂で、吾が尊敬する大槻快尊師は次の如く語られた。

「時代は遷り變つた、古の宗教の殘骸は一文の價もない。肉食もよし、妻帯もよかるべし。しかも妻帯に就いてはかの非人間的な内縁の妻は絶対に廢すべきである。飽くまで正々、堂々と、結婚すべきである。而もかの戒律の示す所は明に之に反して居る。然し現代の空氣を吸ふ吾等にとつては其は果して耐へ得る事か。吾等は弱者である、而も弱者たることを意識し表明する丈強者ではないか。戒律堅固の聖僧、現に佛位を證する高德は即ち第一位者である、吾等は第二位者の立場にあるのである、彼等が第一位者たることを持せんが為めには日夜惡魔に對して戰を挑まねばならぬ、絶えず不安の生活を送つて居る。其に反し自ら弱者たることを表明する第二位者の吾等は氣樂である愉快である。よし一念最尊の法身たることは得ずとするも社會の一員として現代の宗教家の一者として圓滿な家庭を造つて生の快樂を味ふことの出来る吾等は幸福である。

要は人各々の思ひ様だ人各々の勝手である。戒律を守らうとすれば守ればよい、社會的に生き様とすれば生きればよい、何も苦しい思をして自己を偽てまでも、第一位者たる必要はない。然し是の如き斷案を下すには堅固なる、大決心がなければならぬ、即ち寺を飛び出して宗教家たるの態度は失はず、妻子を養成し得る底の腕がなければならぬ。私は戒律を守る人を批難する者では無い。たゞ心の持ち方、信の置き様一つだと云ふ者である。

吾人は此の幽玄高尚な密教哲學の眞髓を掲げて來るべき新時代に所謂 Neo Secret Buddhism 新義眞言宗なるものを建設するものである」と、私は師の講演の最後から、少しの間非常に感じ入つた。師が今學監と云ふ要職を眼中に置かず、己が所信を吐露せられたる赤



誠は感謝の至りである。師の決心は動かすことが出来ない様である、師はもとより宗教を離れても完全に獨立し得る人である、實驗心理學の講義は世已定評のある所である今偶然此の師の話と私の考へて居る事とが共鳴して非常に嬉しかった。それからと云ふもの、私は、よし第二位者と嘲けられても矢張り人間らしく時代精神に生き様とする誓を確かに誓つた。其後數日を経て又々興味ある問題に遭遇した。同月二十一日御影堂の式終つて生徒一同は大師堂に集まつて壇上に木村政覺師を仰いだ。師は明治の高祖とも云ふべき聖人である、故雲照律師に隨つて厳格な戒律的生活をした人である、然かも徒らに舊式の思考を楯とする人ではない、若い青年を容れて下さる寛仁な器量の人である。

『大分世間が騒がしくなつて來た先回の雄辯會には新進の人々が新らしい説を吐て下された。過日の大槻師の説には師は自から第二位者であると云つた。成程自分は弱いと思つたら其れで宜い、何も餘計な眞似はしなくともよい自からの弱者たる事を言つて自を表明し、此の實際社會に一致融合して生活して行くにはかくあるべきである、戒律に關する事も少々云はれたが、自分も賛成する、然し全然承認することは出来ぬ、今戒律其物に就て少々話さねばならぬ、戒律は元來釋迦が世人の犯罪に隨つて制定せられたものである、犯すことがなければ、戒ある必要はない、又戒律の適要範圍に就ても、已に隨時處方便と御説きなされた如く、印度には印度支那には支那日本には日本又昔々今は今時と處とによりて異なるものである、昔の戒律を以て直に現代に應用せんとするのは矛盾である。然し戒律の精神たるや萬世不易である、即ち自然の道理に適つたからである、法律の公衆に對する如く戒律は佛弟子に對するものである、即ち佛の弟子延いては多くの衆民をして、安寧に、秩序に設けられたのが戒の根本思想である、佛位に登るにはどうしても戒によつて、煩惱を斷盡せねばならぬ、第二位者たらんとするものは、第二位者たれ、私は何處までも第一位者の強的態度である、自然に適つた戒律は少しも苦しい無理なものではない、守らんとするにあらざる無意識の生活に於て湧然として起り來るものある」と。

私はこのお話を聞き終つた時暫し莊嚴の感に打たれた。尊敬すべき師の人格よ師は自から強者であると云つた。第一位者であると云つた、願はくは余もかくあらんと。然し吾に歸つた後の私はまた元の弱者であつた。

常に第一位者たらんとして而も得ず、他面に於て第二位者たらんとす、私は今この二の道の何方かを取らなければならぬ、而も取るこゝとが出来ぬ、私は第一位者の道を歩みつゝあると思ひ乍ら、實は第二位者の道を踏みつゝある、私は今其を知つたのである。老いた人

と若者とは別々に異つた道を歩いて居る。老いた人は若い人等を生意氣だ出過ぎだ小僧のくせにと一言のもとにはねつけて相手にしない。

若い人は老いた人達を舊臭い、因習に囚はれた愚物だと、嘲つて居る。

両者の間を調停する何等の手段もない、鎖もない、たゞ各自の自覺を待つより他にない。

反目と侮辱とは永久に續けられねばならぬ悲運である。是に於て絶大な人格者の出現が要求されるのである。

吾々が若し現状を續行して行つたならば、由んば何等の衰頹なしとするも時は吾等を待つて居ない。

何となれば吾等の競争者は營々奮闘して居るではないか。現時に於て世界地圖の大半を塗りつぶして居る宗教は基督教であらうと思ふ。其教は如何にしても現代に一致し、思潮に融合と努力せんとして居るのである。

佛教の理性的なるに反して、其教の感情的なるも與つて力あると云へるけれども、彼等の努力は又以て見るに足るべきである。

教理に教會に布教に祈禱に彼等は皆現代模様を着けて居る。

時代精神を離れて宗教なし「其の時の人々」には「其の時の宗教」が必要だ「其の時に」は「過去の宗教」は何の價値もないのである。徒らに過去の大宗教の残骸を懷いて己れ獨り尊しと云つた所で其がかの生活難に汲々として居る、車夫、人足に何の共鳴を與へるだらうか、時は常に過渡的である。

「學生時代には熱辯を振て宗教の革新を叫んだ人が一度地方に歸つて、寺の住職になると意氣消沈、又再び本の黙阿弥で終る」と或る先輩が云つた。年若い私はまだ實社會に立つて住職としての經驗はないが然し彼等は意氣地がなさすぎると思ふ、或人の統計によると、普通地方寺院（十等標準）に於ては一人の妻と三人の兒を有し、中流の生活をなし兒童の中、一人や二人は中學校程度の學校に入學させて、暮して行くことが出来ることと云ふことである。僧侶はもとより乞食である。其日々々を無事に暮して行けば其は無上の幸福ではあるまいか。然し僧侶難は決して僧侶をして無意氣、無定見ならしむるには足りないではなからうか？

彼等の背後に覆ひ被さつた古き時代の因習の力こそ彼等をして然らしむるものではあるまいか？

それが彼等をして萎縮せしめ、無氣力ならしめ無定見ならしむる根本動力ではあるまいか？

世界に於ける佛教家の位置の確立した時、佛教家の實生活に就て極めて重大な問題であらうと思ふ。此の理想を實現するのが即第二位者の立場に居る若い人々の仕事である。宗教と社會、信仰と生活、慰安と努力とを結び付けて行くのがとりもなをさず是第二位者の責任でありまた義務である。

三千里外、處相離るとも、三千年前時相距つとも絶えず流るゝ法の光は常に輝いて居る。二の分流の合致する處即ち第二位者の價值ある處である。(二九一六、五、二五、午後二時)

「哲學者の夢（無韻長詩）」小野克郎（『智山學報』第四号、大正六年、所収）

時は春の暮だらう。どんより曇つた大空には淡い夕陽の影が反射して居た。吹く風毎に散る櫻の花片は柔かい緑草の上に點々と連らなつて奇妙な模様を描いた。

滑かな軽い曲線で圍まれた山は巧みな植木屋の手で念入りに刈り込まれた様に彼の背後に浮き出て居た。

紅の灯で飾られた黄昏の街は群衆の雑音の裡に次第に更けて行つた。

涼しい夜の風は若葉の陰から忍ぶ様に吹いて來た、然し蒸し殺す様な晩春の蘊氣は窒息させるかと思ふ如く迫つて來た。

彼は今とある山紫水明な都の天然の溢れて居る公園のとある石臺の上に立つて此の行く春の街をちいつと見つめて居た。彼は面白い人間だ、或時は謹厳であり或時は洒脱であつた。哲學書を耽讀し哲學問題を論評し合ふ彼は友人から哲學者と見られて居た、然し彼は純粹の哲學者ではなかつた、少くとも社會的形式の上に於て彼は僧籍に身を置く一個の宗教家であつた。

然し餘りに強い理性を持って居る彼は到底宗教に於て自己を満足させることは不可能であつたそして常に感情より理性へと彼の内的争闘は絶えることはなかつた、そして何時も哲學者の様な氣分になつて生きて居るのであつた、夜の暮は次第に色濃くなつて來た、流星はしきりにあつた、初夏の苦痛は感ぜられるけれどもまだ春の快樂を味ふに充分な夜であつた。

ふいに彼の背中を打たいたのは彼の友達の一人だつた、彼は江戸兒と自稱して居る散漫な頭腦を有して居る極端な感情家であつた。

「何を寝ぼけた面をして居るんだい」彼ははつと氣が着いた、江戸兒は敷島に火をつけて居た、彼も一本火をつけて無言の儘歩き出した。

「どこへ行く」と聞かれた時彼は別に何の目的も欲望もなかつたので返事に困つた。

「Mへ行かんか」と云ひ捨て、江戸兒はずんずん歩き出した、Mと云ふ概念は理解することが出来る、此迄聞いたり讀んだりした経験を綜合して見れば其は確かに不道德な娯楽場であると云ふことは分つた。彼は之を否定したり肯定したりするのも厭はしい位であつた。

細い幾つかの道を通り橋を渡り朱塗の門をくゞつて白い大理石の階段を降りて廣々とした四辻へ出た。自動車は異様な臭氣を放つて馳せ過ぎた。

彼は又一人の友人に遇つた。其人は黒色の法衣に身を包んだ傳統と因習とを生命とする若いしかも古い宗教家であつた、彼は此の三人の對照を興味を以て眺めた。

「さつくばらん」と「こせこせ」と「だまつて居る」此の三部の性質の人は奇妙な聯絡をとつて歩いて居た。彼等が目的の家へ着くまでに江戸兒は何度も喧嘩をした。「何んと云ふ卑しい面倒な餘計なことだらう」彼は思った、「一寸したことでそんな喧嘩なんぞする必要はないものを」と、群衆は皆目をそばたて、彼等を注視して居る。

彼は振り返つて見た。其處には友の宗教屋が濟まして居た。可成の同情を持つて居る仲間の彼でさへその宗教屋の態度の馬鹿馬鹿しさにはあきれてしまつた。

宗教屋の着て居る仕事服―法衣―は抹香の香を放つて色街の空氣を驚ろかした。(色街―彼等は今其處を歩いて居る。)衆生濟度の墨染の袖は茶屋の引手女に引つ張られて居た。

「色即是空」宗教屋は平氣な顔して歩いて居た、時折彼を嘲り笑ふ群衆へ一睨を與へながら……

綺麗な幾つかの人形の歩いて來るのに出遭つた。

燃ゆる血で彩色された様なダラリの揺ぎ。

舞妓の小さい胸の底から響いて来る木履の音。

彼の身體は異様に震へて居た、彼の心臓は高い波を打った、しかも彼は思った。「こんな幼年者まで社會のために苦しめられて居るのだ、こんな小供まであんな衣物を着飾つて白粉を塗らねばならぬのか、社會は何と云ふ惨忍な奴だらう。しかも無智な彼等は何も知らないのだらう、絶對的盲目的從順を以て美德とする彼等は却つて其の運命に感謝して居るかも知れぬ……彼等が他の小供よりも美しい衣服を着て放逸に遊んで居ることを誇として……若し機會があつたら彼等と語り合つて見たい、そして「人間」と云ふもの話をしてやりたい」と。

酒臭い息を吐いて酔漢の一群が過ぎ去つた。

彼等は目的の家へ來た。金で賣る丁寧な待遇も嬉しく感じられた。

間もなく美装した三人の女が彼等の前に現れた。畳に額を摺り着ける様にして名々<sup>ママ</sup>彼等の間に割り込んだ。酒が出た、肴が出た、彼等は飲んだ、歌つた。すべて此等の事は通人と自稱する江戸兒が獨りで計らつたのであつた。

呂律も合はぬ江戸兒は美人の膝を枕にして自慢の唄をうなつて居た。

女と酒の香に酔つた宗教屋は法衣の裾も亂れ勝ちに一人の女を捕へて口喧ましくしゃべつて居た。

彼は飲んだ、そして歌つた、一人の妓は始終彼の傍を離れなかつた、そして誠心こめて彼に酒を注ぐ様に思はれた。

「藝者の誠」矢張り彼は信じて居た。藝者は強い者である、「一杯氣嫌のほろ酔ひたんか」少なくとも地位や名譽や財産にのみ慕つて生きて居る世間の所謂貴婦人達より比較すれば確かに強者であつた。細い、<sup>ヒモワテ</sup>腕一本で客の情に生きて居る彼等藝人は朝の露より脆いものである。彼は急に何となしに藝者が尊い者の様に思はれた。

彼は實際其の女が戀しうなつたのである。

薄暗い白蠟の揺ぐ影にきちんと坐つて居る、表情は乏しい真白い人形の様な彼女は異様に彼を引き着けたのである。欄干に散りかゝる名残の櫻は淡雪の様に思はれた。悲惨な花の末路、其は何か不祥事の豫感を暗示する様であつた。朧月夜に連る薨の波は奇體な怪物の様に蜿々と這つて居た。川面を吹いて来る夜の風はひやりと思はせた。隣座敷にさんざめく三味の音に彼はますます興奮して來た。

青樓の座敷はクラシツクな凝つたものである、澁紙色の襖や杉の一枚板の天井や銀の燭臺、さうした雅やかなしかも淫蕩な空氣の中に彼は今一人の舞妓を見つめて居るのであつた。

老妓の絲に連れて舞ふ其の柔かな曲線の跡、白蠟の精の抜け出したかと思はれる様な其人形を除目もふらずに見とれて居た。戀！其は戀でないかも知らぬ、しかも一種の求むる情は否定することが出来ない。概念と推理、讀書と冥想、其より他に何の複雑な感情も持たなかつた彼は今始めて眞の人間性を顯したのであつた。

知識の愛と女の愛、矢張り女の方が多いと思つた、其して彼は始めて女を戀する自己の能力を認めて獨り微笑を浮べたのである。何故か彼の戀は盲目的であつた。乃ち若し其の一個の人形さへ手に入れることが出来るならば彼が今日まで有していた哲學者の主義主張體系幾年間の間苦心して造り上げた人生觀も宇宙觀もすべて犠牲に供することを躊躇しなかつたのである。率直な彼は己に對して直なる如く人に對しても直であつた。

「若しも己が誠心をこめて愛するならば彼女も又己を愛するべきである。」彼は終に酔つてしまつた。

彼は彼女の美しい白い顔の影に暗い悲哀の漂つて居るに氣が着かなかつたのである。彼女は始終彼の傍を離れなかつた。然し彼女の視線は決して彼の方へは向いて居らなかつたのである。

彼は酔た、然し彼は心の底迄酔ふことは出来ないと思つた、反省……恥……道義的精神……社會の批評……其等の觀念が走馬燈の如くに廻轉し始めた、しかし其等は直ぐ掻き消されてしまつた。

「愚だ」彼は一切を否定し去つてしまつた。「淺薄な道念が何んだ、社會の批評が何んだ、矢張り己は己に違ひない。偉大なる性殖の慾求、其を頭から抑壓しようとするのは誰だ。

己は酔つた。が己は酔されては居ないぞ、」……

「あんな何處ぞへ行きまほか」細い美しい軽い響が彼を目覺ました。彼はうれしかつた。此の酣酔した身體をこの美しい舞妓に支へられながら天下の大道を堂々と歩いてやりたい。そして日頃から、哲學者をば石の地藏様の様に思つて居る冷淡な世間の奴等を「あつ」と云はしてやりたい様な氣がした。



「芝居でも観ようか」彼は元氣よく云つて立ち上つた。

劇場は直ぐ近所にあつた。舊式な日本風の建築で屋根瓦が青白く朧月に浮いて居た。眼の痛む様な強烈なアーク燈は幾つも輝いて居た。切符賣場は先を争ふ人人で非常な混乱をして居た。狭い木戸口を通つて酣酔の一團は淺敷の一桝を占めた。

彼は劇場で種々な人に出遇つた。

藝題は「天の網島」であつた。彼は「おさん」の熱心な同情者であつた。不行跡な夫を持つた貞節な女房、治兵衛は實際おさんを愛して居た。あの行き届いた女房の親切には色も戀も冷却されてしまふのであつた。彼女の柔し味は却て彼を泣かし彼を腹立たし彼を殺してしまつたのである。

小春と出来てから治兵衛は一層「おさん」が戀しくなつたのであらう。たとひ第二第三の女を愛しても第一の女に對する愛は永遠に消失するものではない。深く彼の胸に刻み込まれた「おさん」は未來永劫彼の裏に生きて居る。一蓮托生の小春に對して其處に治兵衛の利ない矛盾がある、煩悶がある……幕は幾度か開いたりしまつたりした。時間は來た。二つ續けて木が入ると床が鳴り出した。細かい、拍子木の連續につれて静かに幕は開いた。然し舞臺には誰一人居なかつた。

すると今迄彼の傍に坐つて居た……あの舞妓は突と立ち上つた。花道を馳せて舞臺へ上つた。彼ははつとした時、江戸兒も又立ち起つて馳け出した。そして彼女の後を追つて舞臺へ上つた。彼は驚いた。しかも不思議なことには誰も咎める者はなかつた。皆な静かにして居た。寧ろかくなるのが當然だと云はぬ許りの顔をして居た。……小春治兵衛の情死……舞妓と江戸兒……彼は顎然として己に歸つた。

「矢張り左様うだ……彼女は己を愛して居なかつたのだ……虚偽だ、偽りの愛だ……奴、咀はしき女、裏切れる女、彼は今怒と嫉妬との頂上に達した。

床は緩かに柔かに軽い音樂を奏して戀に生んとする男女を祝福する様であつた。二人は相抱いた、花に戯れる二の蝶は今や其の甘い蜜に酔ふて其の淡い生命を捨てようとして居る、……彼はもう猶豫することが出来なかつた。阿修羅の相を現じた彼の嫉妬に燃ゆる火の如き眼をして飛び出した。彼の右手に閃めく刃が高鳴りをした時、戀の敵の江戸兒の首は落ちたか否！其さへ不可能であつた。



彼女は眞の戀に生きんがため死を恐れなかつた。

彼の一撃のまさに江戸兎の頭に下らうとした時彼女は身を挺して刃に向つたのであつた。彼女の頭はゴロ／＼と轉つて觀客席へ落ちた。……人殺し……「失まつた」彼はかゝる一瞬間にも法律を恐れる理性を失はなかつた。彼は彼の切つた頭を抱へて劇場から脱走した。足の續く限り。勢力のある限り、馳け續けた。然し彼の歩は遅々たるものであつた。彼は十歩進んでは五歩退く様に思はれた。彼は死を恐れた否死を嫌つたのであつた。生に對する深い愛情を持つ現實論者の彼は世間の手前死を恐れたのである。後方からは群衆の野次馬が迫つて來た。前方からは警察官が進んで來た。彼はもがいた。彼の手にある白刃は幾度か空に閃いて、死人の山を築いた。しかし到々彼も切られた。一巡査の横に拂つた一刀は彼の腕を切つた。

彼は頸を切られた。

彼は感覺のない人になつた。眼、耳、鼻、手は無くなつてしまつた。而て「意志の力」のみ活動して居た。「今こそ眞個の哲學者だ」彼は高く叫んだ。彼の身體は疲労した。綿の様になつた彼は一つの頸を抱いて、目的もなく彷徨つた。彼が石に躓いて倒れた時其處は高い山の頂上であつた。

夜は漸く明けて紫の雲は美しかつた。そして世界は再び彼と共に開け様とした時彼の意識は恐ろしき震動を覺えた。神は現れた。

「汝は何奴だ」神は云つた。

「己は哲學者だ」彼は答へた。

「氣の毒な哲學者か」

「何！氣の毒とな」彼の心臓は怒濤の如く騒いだ。

彼は慈父の親みを以て云つた。

「汝あはれなる不具者よ、生れ乍らにして美しき感情を有せざる不具者よ、汝は何時迄理性にかちり着く氣か、理性に生きんとするならば生きよ而て勝手に苦しむがよい」

「何、感情とな、女らしい腐敗した感情とな。どこまでも論理的にどこまでも哲學的に行くのだ。よし己は不具者でも關はぬ、安價

な浅薄な動物となつて盲目的になつて樂觀するよりも深刻な不具者に煩悶した方が尊いではないか、貴様こそ却て感情にとらへられた不具者だ。安っぽい「感情家」だ。神はにこりと微笑して強く叫んだ。

「石になれ！」神の咀を受けた哀れな哲學者は石になつてしまった。

風が吹くとも雨が降る共彼は永遠に冷たい石に化してしまつた、今迄麗かな曉の空は急に灰色になつた。そして世界の最終日の如く黒雲は全地球を覆てしまつた。(一九一七、五、二五)

「印度哲學宗教史に顯れたる『我』思想の發達史的考察」小野隆歡(『智山學報』第四号、大正六年、所収)

目次(一)序論……(二)發生期に於けるアトマンの思想……(三)過渡期に於けるアトマンの思想……(四)圓熟期に於けるアトマンの思想。

### 一、序論

哲學史をヘーゲルが定義した如き意味に於て今印度哲學宗教史上に顯はれたる我(Atman)思想の發生及び其の發達の過程を統一的に綜合的に記述しやうと思ふ。(其は到底不可能のことではあるが)發達史的と云ふ語は或は此論文に不適當であるかも知れない兎に角思想概念の歴史を一貫しやうと期したのである。

近時盛んに唱導せらるゝ自我(Self)の思想は一旦十五世期の始め彼の文藝復興の朝より滔々今日に至る迄歐洲の思想界を貫いて來た一の潮流にして、殊に近代個人主義思潮の勃興に従つて自我思想は非常な勢を以て進歩して來た。ルネッサンスの幕の切り落されてより歐洲のあらゆる思想は皆此の自我の爲めの戦であつた、自由に思ひ自由に働く即ち人間が人間として生きんとする努力であつた。

此我、ヒュマニズム(人道主義)の名のもとに呼ばれたる自我(Self)——其は私の今研究しやうと思ふ主題ではない、今の「我」は即ち浩濤海の如き恒河と銀屏天をも磨す雪山とに懷かれたる詩の如き印度の天地に榮えたアトマン(我)の思想こそ其である。冥想

と思索とを以て生命とする古代印度の人々は皆森林へ森林へ（涼しき樹蔭へ）隠れたのである。白熱焼くが如き大沙漠、茫洋として天に接する大平原に漂ふ、印度アリアン民族は其の火宅の如き三界に堪えず皆森林へと脱れたのである。巍々として天を磨す大雪山は彼等が日夕仰ぐ理想の師であり渴仰の的であつたのである。冥想と思索とより他になすことなき彼等は古代に於て非常に進歩した精神文明を有して居つた。しかも其は皆自然の懷より生れたものであつた。天然の兒印度アリアン民族は又鋭敏な感情を有して居た。其の溢るゝが如き詩才は縦横に美しき天然を歌つて餘すことがなかつた。かくの如くにして世界最古の文學ヴェーダは生れたのである。ヴェーダの神話は更に進んでブラフマンの神學に進化しブラフマンの終期よりウパニシャッドに至る頃彼等は最早や徒らに客觀的な自然のみを樂んで居なかつた。其の進歩した知識慾は自然よりもより論理的な抽象的な即ち主觀的な原理を求めた。而して一方に客觀的な宇宙の原理ブラフマン (Brahman) を戴き他方には主觀的な自我の本體アートマン (Ātman) を有し終に此二者の完く冥合致するを以て彼等の究竟の理想とした。而して彼の有名な梵我一如の思想を生んだのである。

この自然より人生に向つた思想發達の例は此を希臘哲學に於て殆んど等しき現象を見ることが出来る。即ちターレス、アナキシマンドロス等の自然哲學は次第にプラトーン、アリストテレス等の人生哲學に變遷した、要するに何れの國、何れの民族にあつても人類は最初其周圍の自然界に注意を拂ひ漸次其の自然の裡に流るゝ世界の根本原理即ち内部へと變化するに至るものである。

印度思想界に於ける我 (Ātman) の思想は、其のウパニシャッド哲學の本體として、梵我同一の見解に至つて最高頂に達した。即ち一見アートマンなる思想はウパニシャッドに於て始めて出現せし如き觀あれど、かくの如き大思想は決して一朝一夕に生成すべきものではなく、其の源流は遠くヴェーダ (Veda) の神話時代に於て已に其芽を出し、爾來幾多の變遷を重ねてブラフマン (Brahman) 神學時代の過渡期を過ぎ終にウパニシャッド (Upanisad) の哲學時代に於て圓熟して其の實を結んだのである。此の印度哲學宗教史を一貫して流るゝ所の大思想アートマンの發達過程を史的に研究しやうとするのが即ち本論文の趣旨である。

印度哲學宗教史全體に關する著書は決して少くはない。然も此基礎的概念たるアートマンを中心として其が貫流する思想發達史に關する著書は殆んど稀であると云はねばならぬ、私は過日より此種の研究を志して居つた。しかも修學未だ淺く又何等の主張もなき一介

の學生にとつては其は餘りに過重な欲望であつた。其は餘りに無謀であると云はねばならぬ。然も私は此の望を斷念することが出来なかつた。そして吾の無知なるを敢て書いたのである。

勿論私に何等獨創的見地のある理由とはなく何等研究的の誇りも又無いのである。此の内容が果してよく其の題目を充實させ得るや否や、其は甚だ疑はしきものである。

我師藤井黙惠氏の講義を基礎とし高楠、木村兩氏の著印度哲學宗教史を参考としたのである。終に臨んで此恩師諸先生方に深く感謝するのである。

## 二、發生期に於けるアトマンの思想

### 第一節 吠陀概観

世界の何れの地に在りても人智未だ開けず、文明亦幼稚な時代にあつては其の宗教思想は概して先づ自然崇拜の型に於て發現し來るものなることは已に序論に述べた。

支那に在つても埃及に在つても希臘に在つても、皆然り、印度に於けるや、西方亞細亞の高原に住せしアリアン人種が西曆紀元前三、四千年前に於て一度其移動を初むるや其一部は西方に向ひ終に歐洲に入り他の一部は南方に降り、更に分れて二派となり、ベルシャヤに入り他は西方印度のインダス河の上流所謂五河地方 (Panjab) に來り其の土着の土人ゴンド族を驅逐して西紀前六、七百年頃までの間に殆んど全印度を占有してしまつたのである。

彼等一度高燥なる中央亞細亞の地を捨て、豊沃なる西南の地に至るや其固有の自然崇拜の思想はあの雄大なる五河地方の風景に觸れて是に最も美しき詩味溢る、世界的に一大宗教を建設するに至つたのである。彼の崇拜の對象たる諸神は其の吠陀の聖典に顯はる、もの、みにても其數頗る多く其の性質も又複雑にして従つて趣味又深きことであるけれ共今日紙數のため之を省略することにする。然し之等の人格者即ち神々はやがて來るべき梵期に於ける抽象的の諸原理と深き關係あるものなれば今其の名數のみを擧げん。

#### (一) 天界の神々

1. Deva

2. Dyāus

3. Aditi or Aditya

4. Varuna

- |            |            |              |              |
|------------|------------|--------------|--------------|
| 5. Sūrya   | 6. Savitri | 7. Pusan     | 8. Visnu     |
| 9. Mitra   | 10. Uṣrs   | 11. Yama     |              |
|            | (一) 空界の神々  |              |              |
| 1. Indra   | 2. Rudra   | 3. Maruts    | 4. Vayu      |
| 5. Civa    |            |              |              |
|            | (二) 物界の神々  |              |              |
| 1. Agni    | 2. Soma    | 3. Sarasvati | 4. Gandharva |
| 5. Apsaras |            |              |              |
|            | (四) 其他の神々  |              |              |

1. Asura                      2. Rakṣas                      3. Piśaca                      (讀者はローマ字綴を読み得るものなれば片伽名發音を省く)

如是吠陀の神話は非常に複雑にして其神々は時代を追つて漸次増加し神々相互の關係も又頗る錯雜して居るのである。かくして諸多の神々よりなる吠陀の神話は成立した。而らば其れを包括する處のものは所謂吠陀の聖典と稱すべきものである。此聖典製作の年代は本より正確に知ること能はざるも BC. 1000 年頃には存せしものなるべしと聞く。

吠陀即ち Mantra (讚頌) は之れを分ちて四種とす即ち次の如し。

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. Rīg V.     | 梨俱吠陀  |
| 2. Sama V.    | 沙磨吠陀  |
| 3. Yajur V.   | 夜殊吠陀  |
| 4. Atharva V. | 阿達婆吠陀 |

要するに四種ありと雖も梨俱吠陀は他の三吠陀の基本となるべきものにして他の三吠陀は皆梨俱吠陀より出でたるものなりと云ふを得。如是吠陀に於て其創造的方面に於て一大勢力を有するものは彼の仙人 (ṛṣi) の誦讚せし讚歌である、之等は凡て梨俱吠陀第十卷

に収められてある。

無有歌 (Nasadasiya. S)	10.129
生主歌 (Prajapati. S)	10.121
造一切歌 (Visvakarman. S)	10.81-82
祈禱主歌 (Brahmanaspati. S)	10.72
原人歌 (Purusa. S)	10.90

此の哲學的讚歌の内に於て未來のアートマン思想の種子たるものを到る處に散見するのである。今暫く此哲學的讚歌——從來の自然崇拜より離れて——の何故に起りたるかを思ふ時其は又決して理由無きものではない。第一の理由は思ふに當時印度の上流階級を占むる處の婆羅門の墮落は甚だしきものであつた。學術の研究を怠り信念の養成を閑却し刺さへ彼等有する宗教の位置を利用して徒らに財貨を貪つたのであつた。されば世人は漸く其の婆羅門を疑ひ果して彼等が能く人天の媒介者たるや否やを怪むに至つた。第二の理由は梨俱吠陀の自然神觀は餘りに多元的にして其歸趨を失ふに至り此を綜合し統一せんとする思想此等の理由のため從來の自然的宗教は自覺ある智力的哲學的宗教の面影を現すに至つたのである。今如是き思想の説明とも知るべき梨俱吠陀第十卷に顯れたる無有歌の一節を引かん。

未だ初より無 (Asad) と有 (Sad) とあらゆるしなり

空と天と又此を掩ふことなかりき

動くものは云何ぞ？又何處にかある？

之を禦するものは抑も何者ぞ、緑水深淵又

何處にか之を求むべき (1)

未だ初めよりして死と不死とはあらゆるしなり、

晝と夜とまた分つことなし、たゞ一 (Ekam) ありて

餘物又存することなし

其呼吸するや風なく、自動による (2)

初は直だ暗々を掩ひ宇宙限界なし、

實に之れ水たり、廣原たゞ空の圍む處、

熱力 (T'apas) によりて彼獨り生ず (3)

(中略)

此創造は何處よりして生ぜしか？

誰か此を創造せしか？或は又創造せざりしか？

最高の天にありて、此の世界に照臨するものは、

唯だよく此を知らん、或は彼又此を知らざるか？ (7)

## 第二節 吠陀哲學思想の發達

仙人<sup>リシ</sup>によつて讃誦せられし哲學的讚歌が其の創造的方面に於て一大勢力を有し當來の哲學を構成すべき幾多の要素を包容することは前節に於て一言して置いた。而して其は皆多くの思索家達が懷疑に懷疑を重ね思索を積みし結果算出された賜物である。彼等が幾多の努力を積んで先づ到達した原理は唯一 (Ekam) であつた。即ち一切の根元は一であるとなす。然も彼等は其唯一なるものは果して如何なる性質のものなるかを詳かにすること能はず、隨て一切の問題を解決する能はず、彼等はより一層具體的なるものを求めて此問題を明瞭にせんと欲して創造 (Vivakarman) 主なる思想を生じた。エカン (唯一) は萬有の根本にして一切は彼より生じ來るものなれば創造主の思想もまた彼より來るは明かなものである。而も其創造主は何處に住し又其世界を造るべき材料を何處より持來りしかを思ふ時ヴィシュブカルマンはたゞ単に動力因 (Efficient cause) にして質量因 (Material cause) なること能はず。されば動力因にして同時に又質量因たる何者かを求めざるべからず。彼等は又第三の思想金胎 (Hiranyagarbha) なるものを發見した、而も其は宇宙の最高神として萬人の崇拜の對象たるには餘りに卑賤にして彼等の情を満足するに足らず。當時理性の發達せし詩人等は一層論



理的なる何物かを要求した。一面には其智的要求を充たし、他面には古來より崇敬せし神の調和によりて情的要求を満たさんとしたのである。第四の思想衆生父（生主）（Pragapati）は生じた、動力因たると同時に質量因たる彼ブラジャパチイの思想は漸次勢を得て後には最高の神にして宇宙萬有の創造者たるのみならず彼は萬有に遍在し萬有は彼より發展し來るものとなされた、されどブラジャパチイは宇宙の最高神にして衆生の父なれ共更に他面より考ふれば彼は如何にして萬有を生み、衆生は如何にして彼より生じたるかと云ふに至れば問題は以前として明了ならず。かくの如にして次に彼等より最善なる原理を求めプルウシャ（Purusa）原人、プラーナ（Prana）生氣、息、ブラフマナスパチイ（Brahmanaspati）祈禱主義の幾多の思想を生ずるに至つた。如上の諸思想の中比較的後世に影響を及ぼし又哲學的の價値を有するはプルシャ（Purusa）原人の思想である。此の原人説の思想は彼の哲學的讚歌の最後に位するプルシャ、原人歌より出でたるものである。神を具體的に祭祀や供犠と關聯して取扱はんとする思想は次第に進歩して終に原人歌を生んだのである。プルシャ（Purusa）とは元來人間と云ふ義にして後に其世界觀の確立するに及び大宇宙（Macrocosmos）＝小宇宙（Microcosmos）即ち人間の本性と宇宙の實體と同一であるとの考が起るに及び、遂に宇宙の巨人、（Purusa）の發現若くは進化と見るに至りて原人説を生ずるに至つたのである。原人の世界發現に對する階級等は今暫らく省いて置く。

### 第三節 餘論

エカン（唯一）に始まりし吠陀の哲學思想は轉々幾多思想の變遷進歩を積みて終にブラフマン（Brahman）梵なる思想に到達したのである。其は皆アートマン（Atman）我なる究竟の思想に向ひつゝ、ある過程に過ぎずしてよつて以てアートマン發展の要素を構成しつゝ、あるのである。

由來一の固定した思想に満足する能はず One を求めて Many に走り神を求めて神より離れ原理より原理へと流轉の生命を持續して行く彼等印度人にとりては又宜なること、云はねばならぬであらう。而して其思想發達は極めて順調の經路をとりて進めるものなることを見る。抑も人に驚愕の念起り始めて宇宙人生を打眺むる瞬間より轉々として止まることなき形而上學的思想の道程は、何か？如何にして？何故に？の三段階をなして居る。今之れをアートマン思想の發達を見るにまた之の規範を脱しないのである。

如是にしてアートマン思想は吠陀神話時代を發生期となし漸次梵時代與義書時代へと過渡し圓熟するのである。（未完）

以上三篇に関して一言すれば、若き日の隆歡には根本的なものを愛し求めるという哲学的欲求とそうした志向性を持つ自分自身（我）への関心という、客観的要素と主観的要素が共に感じられる。そしてさらに第三の要素としての「僧籍に身を置く一個の宗教家」という制度的な要素を持ち、それら三要素のいずれをも否定し得ない現在の自分に誠実に生きようとする知性の人であったと言える。またこの『智山學報』からはこうした寄稿の他に、弁論部に所屬し、積極的に弁論活動をしていた隆歡の様子も知ることが出来る。まさに隆歡は『智山學報』の発行母体「興風會」のマニフェストのなかの「筆舌の二途」を実践する学生、「日は未だ浅いけれども、其の内容實質に於て、宗教大學として他大學に比し些の遜色なきままでになり至つた」新生の「私立大學智山勸學院」が期待する学生だったのでないだろうか。<sup>(6)</sup>

入学したばかりの大正五年五月二日、弁論部の大師堂例会で隆歡は「二つの事」（『智山學報』第三号、一三二ページ）、同月同日の因幡薬師伝道では「なぜ苦勞が多いのでせう」（同）という題にてそれぞれ登壇した。<sup>(7)</sup>そして大正六年には文藝部にも入ったこと（『智山學報』第四号、一四八ページ）、また弁論部では京都市会議堂で開催された臨濟宗大教主催関西雄弁大会で「古き殿堂の曉鐘」（同、一五一ページ）と題し、さらに大正六年五月二日の新人生歓迎の例会では「ルーテルの歎き」（同、一五二ページ）と題し弁論を展開していたことが紹介されている。そしてさらに大正七年一月二日に「體驗としての藝術の價値」（『智山學報』第五号、一九一ページ）、同年二月二日に「地獄極樂樂道理門」（同）、同年五月二日に「暗中模索の方法論」（同、一九二ページ）と題し、雄弁を振るっていたことが窺われる。

なお、『智山學報』第四号（大正六年六月）の雜報欄のなかの「本大學現教職員姓名」で、講師として文学博士西田幾多郎、文学士藤井黙惠その他の名前が並んでおり、先に指摘したように、隆歡はこの「講師文學士藤井黙惠」を「我師」と呼んでいたわけである。当時、西田幾多郎は京都帝国大学で哲学の教授職にあった。「私立大學智山勸學院」という真言宗智山派の「宗教大學」の側で、哲学と宗教の両方への関心が表明されていたのであり、西田幾多郎は『智山學報』へは第一巻に「ヤコップ、ベーム」、第三巻に「哲學のアポロジ」、第五巻に「アウグスチヌスの三位一体論」、第六巻に「現今の理想主義に就て」と寄稿を続けていた。その「學校制度」に身を投じた、同じように哲学と宗教の両方への関心がある若き僧侶たちの勉強意欲が高められたことは紛れもないことだったろう。

そして隆歡の行動は彼一人の傾向というより、一定の広がりのあるものだったはずである。先にも引用した、浄土宗西山派の学寮たる西山専門学校の学生だった中村俊定は「心理学の藤井黙恵先生」の他に、実は同じ「京都帝大の出身の少壮の学者」たる「美学倫理英語の小笠原秀実先生」の思い出を熱気をこめて語っていたのである。「小笠原秀実先生」は「京大では西田幾多郎教授について美学を専攻されたが、当時はスピノザ研究に熱中しておられ」、その授業は「寺院生活にしばらくいられていた青年に解放感と希望とを与え」て下さったと。(前掲『文藝論叢』一四号、四二ページ)。

また『智山學報』第五号(大正七年六月)の雑報欄で弁論部の活動を伝える記事のなかに「蓮台寺布教／活動の範囲は洛北にまで及んだ出席者左の如し。／小野隆歡君 櫻井宥巖君 安井了淳君 長谷川快存君 糸川隆超君 東山範明君(一九三三ページ)とあるが、この弁論部員「糸川隆超君」とは後の「平間寺山主高橋隆超僧正」(『平間寺史』)であろう。第五号の会員名簿でも、糸川隆超と小野隆歡は共に同じ「東京府荏原郡大井町來福寺法資」(同号巻末会員名簿、六ページ)とある。さらに『智山學報』第六号(大正八年七月)の雑報欄の「總務部より」の個所の「本正度本科卒業生氏名」八名のなかに「糸川隆超」の名が載り、『智山學報』第七号(大正九年七月)の雑報欄の「總務部より」の個所の「大正八年度第五回本科卒業生氏名」一二名のなかに「小野隆歡」の名が載っている。第七号の巻末の会員名簿を見ると「神奈川県橋樹郡川崎大師河原平間寺内」とされた者のなかに「糸川隆超」も「小野隆歡」もいた。

②大正三年に創刊された『智山學報』は現在では復刻再刊され、復刻版の第四卷(智山勸學會編輯、東洋文化出版發行、昭和五八年)の編輯後記を佐藤隆賢師(元大正大学学長、円能院長老)は次のように書いておられる。すなわち、「智山學報第十三号の發刊(大正十四年六月)以後、昭和四年七月に、新第一卷第一号が發刊されるまで、四年間の空白があった」。これは先に『智積院史』(昭和九年)を引用して注記したように、昭和四年に学校名を智山勸學院から智山専門学校へと改称し、校舎を東京石神井に移転させたことに伴う事情であったが、昭和五年一月に發行された「新第一卷第二號」巻末の会員名簿(二〇〇—二〇一ページ)には「大正七年度第四回本科卒業生」のなかに「神奈川縣大師河原町平間寺 高橋隆超」の名が見えるのに対して、「大正八年度第五回本科卒業生」のなかには「死亡 小野隆歡」が見られた。「大正拾年式月六日」に小野隆歡は死去していた。大正八年から大正一〇年までの間の二年弱の、「平間寺徒弟」であった。

③兄隆歡の死後一〇カ月後の大正一〇年二月七日に小野東一が戸主となった時、東一は明治三六年六月一日生まれなので、一八歳であった。手元に残る小野東一の自筆履歴書はいく種類があるが、そのなかで一つだけ小学校卒業という事項から書き始めたものがある。それには次のように書かれている。すなわち、

大正八年三月二五日 神奈川縣橘樹郡大師河原村立大師尋常小學校尋常科卒業

大正一三年三月二五日 神奈川縣立第二中學<sup>(9)</sup>第四學年終了

昭和二年四月一日 川崎市総務課雇ヲ命ス 月俸四拾圓給與 川崎市

東一は兄の死を迎えた時、即ち大正一〇年二月には今日で言う旧制中学の二年生だったことになる。旧制中学は第五学年で卒業となるわけなので、第四学年で終了であると、上級学校への進学を断念したことを意味する。何故に五年で卒業を選択しなかったは不明だが、もう一つ不明なのは中学四年終了の大正一三年（一九二四年）から昭和二年（一九二七年）までの三年間をどう過ごしていたのかである。さらに尋常小学校を卒業したのが大正八年ということは一六歳での卒業を意味し、尋常小学校の卒業が延びた原因も何かあったはずだが、明治前半に父が非俗に身を移し、大正期に兄が非俗を続け、大正終りから昭和の初めにかけて、父を裏返しにするかのように、その子において俗に戻るといふ行き来があったことになる。

(二)ところで最後になったが、小野東一を戸主とし、小野隆歡を前戸主とする改製原戸籍の本籍欄<sup>(10)</sup>に関して、そこに施された加筆訂正すなわち本籍そのものの変更ではなく、その表記変更という点を、前出の『川崎の町名』の「川崎区域の町村名の推移」の個所も参照しつつ、記しておきたいと思う。すなわち、大正一三年（一九二四年）七月一日に市制施行、昭和十一年（一九三六年）九月二五日「土地ノ名稱變更ニ付キ本籍欄中大字更正」（耕地整理）、昭和一八年六月三〇日「地番變更ニ付キ本籍欄中『千六百貳番地』ヲ『百拾參番地』ニ更正」（区画整理）、昭和四七年四月一日の区制施行によって、同じ本籍が次のように表記変更されて行ったようである。

なお、(耕地整理)、(区画整理) という用語は『川崎の町名』による。すなわち、

神奈川縣橘樹郡大師河原村大師河原千六百貳番地



神奈川縣川崎市大師河原千六百貳番地

(市制施行 〓 大正一三年)



神奈川縣川崎市大師西町千六百貳番地

(土地ノ名稱變更) 〓 昭和一二年)



神奈川縣川崎市大師西町百拾參番地

(地番變更) 〓 昭和一八年)



神奈川縣川崎市大師駅前巷丁目百拾參番地

(区画整理 〓 昭和四〇年)



神奈川縣川崎市川崎区大師駅前巷丁目百拾參番地

(区制施行 〓 昭和四七年)

### 第三章 昭和・父東一 (一九〇六—一九六五)

(一) 一九五八年版の『防衛庁人事年鑑—機構と職員録』(防衛資材通信社、昭和三二年一二月発行)の「II 経歴篇」のなかに装備局管理課、部員の小野東一の名を見る。おそらく執筆する側の裁量を大幅に認めた、自己紹介的な「職員録」であり、一行だけの人もいれば、父のように原文で五行に亘るものもあった。すなわち、「小野東一(装備局管理課、部員) 神奈川県、文官試験、神奈川県庁、

厚生省体力局（武道課主任）、一七年陸軍司政官（中部ジャワペカルンカン州官房長）、一六〇二小野隊長、二二年帰国、厚生省、翌年退官、二五年九月警察予備隊本部任官（第三三人目）、物資緊急調達業務、爾来需品、食糧、衣料等担当。」（一八一ページ）  
 これを読むと戦後の父は警察予備隊員、保安隊員、自衛隊員の衣食住に係わる職務に従事していたことがわかるが、「第三三人目」の任官といったようなことは他に誰も書いていないのではないかと心配してしまう。この履歴書に対して、まさに就職あるいは再就職のために執筆した自筆履歴書（下書き）を次に紹介したい。執筆年月日は明記されていないが、昭和二二年一〇月に書かれたものであることは間違いない。四一歳であった。繰り返すが、提出原本ではなく、下書きであり、その原文通りに引用する。すなわち、

履歴書／静岡縣事務吏員／小野東一／明治参拾九年六月壹日生

昭和二年四月一日	川崎市雇ヲ命ズ月俸四拾円	川崎市役所
全三年三月三十一日	川崎市書記補ヲ命ズ月俸四拾五円	全
全四年三月三十一日	月俸四拾八円	全
全七年三月三十一日	月俸五拾円	全
全四年四月十八日	依願免職	全
全四年四月十九日	神奈川縣檢稅吏員ヲ命ズ月俸五拾円	神奈川縣
全八年六月三十日	月俸五拾貳円	全
全九年十二月三十一日	月俸五拾五円	全
全十一年六月三十日	月俸五拾八円	全
全十二年八月三十一日	月俸六拾円	全
全十二年九月二十五日	事務ノ都合ニ依リ職務ヲ免ズ	全
全年全月全日	任神奈川縣屬月俸六拾円總務部庶務課勤務	全

時代史と個人史の交差

全年十二月三十一日	月俸六拾三円	全
全十四年六月三十日	月俸六拾八円	全
全十四年九月九日	厚生省へ出向ヲ命ズ	全
全年九月九日	任厚生省屬月俸六拾八円体力局施設課勤務	厚生省
全十五年三月三十一日	給六級俸 <sup>①</sup>	全
全年九月三十日	給五級俸	全
全年九月三十日	内閣祝典係員ヲ命ズ	内閣
昭和十六年八月一日	官制改正ニ伴ヒ厚生省達ニ依リ人口局勤務トナル	厚生省
昭和十六年八月一日	体練課勤務ヲ命ズ <sup>②</sup>	厚生省
全年十一月十七日	練武課兼務ヲ命ズ	全
全年十二月二十二日	國民体力審議會書記ヲ命ズ	全
昭和十七年三月三十一日	給四級俸	全
全年八月三十一日	内務省ニ出向ヲ命ズ	全
全年全月全日	任内務省給四級俸大臣官房文書課勤務ヲ命ズ	内務省
全年全月全日	任陸軍屬給四級俸第十六軍軍政監部付ヲ命ズ	陸軍省
全年十月二十一日	ベカロンガン州付ヲ命ズ	ジャワ軍政監部
昭和十八年一月八日	ベカロンガン州官房長心得ヲ命ズ	全
全年九月三十日	任陸軍司政官叙高等七等十一級俸給下賜	内閣
昭和十九年三月三十一日	十級俸下賜	全
昭和十八年十月一日	ベカロンガン州官房長ヲ命ズ	ジャワ軍政監部



昭和二十年二月十五日	内務部労務局付ヲ命ズ	全
昭和二十年三月三十一日	叙高等官六等九級俸下賜	内閣
昭和二十年三月三十一日	ジャワ島外供出労務者處理班長ヲ命ズ	ジャワ軍政監部
昭和二十年九月三十日	八級俸下賜	内閣
昭和二十一年五月十二日	大竹港復員 <sup>(13)</sup>	
昭和二十一年五月十二日	任厚生事務官叙二級十六號俸下賜	内閣
全日	厚生大臣官房秘書課勤務ヲ命ズ	厚生省
昭和二十一年九月十八日	任地方事務官叙二級	
	静岡縣勤務ヲ命ズ	
	教育民政部厚生課勤務ヲ命ズ	
昭和二十一年十一月十八日	静岡縣訓令乙第四八〇號ニ依リ民政部厚生課勤務	
昭和二十二年五月三日	地方自治法第六條及同法施行規則第二十条	
	ニ依リ静岡縣事務吏員二級ニ叙シ	
	現ニ受クル俸給ヲ以テ主事ニ補セラル	
	静岡縣訓令乙第二七五號ニヨリ勤務ハ	
	從前通り	
昭和二十二年九月三十日	拾九号給ヲ給スル	静岡縣
全年十月一日	願により本職を免ずる(一身上の都合に依る)	

以上の自筆履歴書(下書き)から、小野東一は昭和一四年九月九日付で神奈川県庁から厚生省へ出向を命じられ、その三年後の昭和

一七年八月三十一日付で厚生省より内務省に出向し、そしてさらに同日付で陸軍省に出向し、第十六軍陸軍省軍政監部付となった。南方軍において第十四軍はフィリピン、第十五軍はビルマ、第十六軍はジャワであった。そして、昭和一八年九月三〇日付で内閣から陸軍司政官に任命、高等官七等に叙せられ、そしてその翌日の十月一日付で第十六軍軍政監部すなわちジャワ軍政監部からベカロンガン州官房長を命ぜられて、日本軍占領下での「南方軍政機構」（秦郁彦著『戦前期の日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、一九八一年、四一三―四二〇ページ）の一翼を担った。

秦郁彦編『南方軍政の機構・幹部軍政官一覧』（南方軍政史研究フォーラム発行、一九九八年、一三一―一三二ページ）を見ると、この「南方軍政」を担った「陸軍司政官」のなかに確かに小野東一の名が記録されている。すなわち、「氏名（学歴） 小野東一（中学）」、「出身庁・前職 〈厚生〉 厚生属」、「発令日付 一八・九・三〇」、「等級 七」、「職歴 〈ジャワ〉 一七・八・三一 陸軍属・第十六軍軍政監部付（ベカロンガン州庁）、二二・六・二二 厚生事務官」とあり、最後の厚生事務官の日付を除き、他の事項は自筆履歴書（下書き）とすべて一致している。昭和一七年八月三十一日に陸軍属第十六軍軍政監部付となり、それから一年後の昭和一八年九月三〇日に陸軍司政官となったことも一致している。先ず以て陸軍司政官に任命され、陸軍司政官としてジャワに派遣されたものではなかったことも確認出来る。

ただし、こうした形が陸軍司政官任命の場合の通例か否かは未調査である。後述の通り、陸軍司政官という制度は昭和一七年三月六日付で即日施行の勅令第百三十三号によって設置されるが、ジャワにおける軍政は実質的には昭和一七年七月二〇日の第一六軍軍政監部（治一六〇二）の創設によって始まるので、制度以後も制度以前の「陸軍の『第〇軍付』<sup>14</sup>」として文官が占領地行政に加わる慣習が残っていたのかも知れない。なお、（治一六〇二）とは、前掲『南方軍政の機構・幹部軍政官一覧』二ページによれば、正式名称「第十六軍軍政監部」、通称「爪哇軍政監部」に対する秘匿名「治（おさむ） 一六〇二」とのこと、第十四軍（比島軍）は「渡一六〇〇」、第十五軍（緬甸軍）は「林一六一一」であった。

（二）次に、陸軍司政官に任命される以前の経歴を含めて、「南方軍政」を担当した当時の小野東一について、東京大学法学部近代法

政史料センター原資料部所蔵の『床次徳二関係文書』を引用して、説明して行きたいと思う。小野東一が自筆履歴書で記した「ベカロンガン州官房長」とは、秦郁彦編『日本官僚制総合事典一八六八—二〇〇〇』（東京大学出版会、二〇〇一年、一四〇ページ）に見える「ベカロンガン州長官床次徳二（二七・八・一五—一九・二二・二九）」の「官房長」だったのである。

その床次徳二関係文書中にはタイプ印刷された床次の「略歴書」<sup>15</sup>が含まれている。執筆日は明記されていないが、床次は明治三十七年（一九〇四年）二月四日生まれで、満六五歳とあるので、一九六九年（昭和四四年）に執筆されたと考えられる。当時は一九六八年一月から一九七〇年一月までの第二次佐藤栄作内閣における総理府総務長官在職中であつた。なお床次は床次竹二郎の三男である。

床次は大正一五年三月に東京帝国大学法学部政治学科を卒業し、同年四月に内務省社会局属<sup>16</sup>になつたとあり、それ以下の「略歴書」の職歴欄を昭和二四年の個所まで原文のまま引用する。すなわち、

大正十五年	四月	社会局属
昭和四年	八月	地方事務官千葉県地方課長
昭和六年	五月	静岡県地方課長
昭和十年	一月	東京府知事官房主事総務部人事課長兼經濟部農林課長
昭和十二年	七月	奈良県書記官学務部長
昭和十四年	一月	厚生省書記官予防局優生課長 <sup>17</sup>
昭和十六年	八月	厚生省人口局総務課長 <sup>18</sup>
昭和十七年	七月	陸軍司政長官
昭和二十一年	七月	（復員）内務事務官
昭和二十二年	二月	徳島県知事
昭和二十四年	一月	衆議院議員 当選一回（以下略）

(三) 以上の床次徳二と小野東一の経歴が交差するのは、広くは同じ昭和一四年に床次は内務省から、小野は神奈川県からそれぞれ厚生省に出向以降のこと、より絞れば昭和一六年に共に同省人口局に配属になって以降のことと思われる。ただし、『厚生省職員録』(昭和一六年九月一日現在)を見る限り、同じ人口局でも床次は総務課長、小野は課長が吉江勝和の体練課の一課員であり、床次の直属の部下ではなかった。しかし、昭和一七年夏までには新たな人事異動が厚生省内で行われていたであろうということが、床次の昭和一七年当時の「手帖」<sup>(20)</sup>の以下のような箇所から窺われる。すなわち、

① 七月二八日(火曜日)の欄に「小野さん」とある。

② 七月三一日(金曜日)の欄に「小野氏/戸板氏」とある。

③ 所定欄を無視して書き始められて、七月か八月か不明だが「十八日 おひる前 小野さんに残務整理をたのみ」とある。

④ 日付のないページで「小野さんへ相談 / (中略) / 離任挨拶状のこと」とある。

⑤ 住所録の個所に「南方派遣治第一六〇二部隊気付陸軍司政長官宛」とあり、その左側の行に「留守宅業務 陸軍省軍ム局軍ム課 長平井少佐」とある。その住所録の次のページには「川崎市堀之内四五 小野東一」とあり、その左隣の行に「戸板泉義とあり、小野の場合と同じように戸板の住所が記載されている。

この「手帖」(昭和一七年)によって、小野は床次の直属の部下、言い換えれば秘書的な存在になっていたことが推察されるが、このような人事異動は紛れもなく昭和一七年三月六日付の勅令第三百三十三号「陸軍特設部隊等臨時職員設置制」に伴うものであった。同勅令はこうであった。すなわち、

「朕陸軍特設部隊等臨時職員設置制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム／御名御璽／昭和十七年三月六日／内閣總理大臣兼陸軍大臣東條英機／勅令第三百三十三號／陸軍特設部隊等臨時職員設置制／第一條 大東亜戦争ニ際シ陸軍特設部隊等ヲ通ジテ左ノ職員ヲ設ク  
コトヲ得／陸軍司政長官 專任五十五人 勅任／陸軍司政官 專任三百五十人 奏任／陸軍技師 專任百二人 奏任(中略)／陸軍通譯官 專任十二人 奏任／陸軍属陸軍通譯生陸軍技手 專任千四人／(中略)／附則／本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」

この勅令は昭和一七年三月六日付で即日施行だったが、そうした措置は緊急に必要だったように思われる。前掲『南方軍政の機構・幹部軍政官一覽』によれば、ジャワにおいて「昭和一七年三月九日のオランダ軍降伏に先だつ三月七日軍政施行と同時に総務、財務、産業、交通電気、宗務の各局から成る軍政部を設置したが、当初の軍政要員は高等官二五人、民間囑託七五人の基幹要員だけにすぎず、実質的軍政は西部ジャワを第二師団、東部ジャワを第四八師団が担当した。／その後内地から到着した軍政要員を迎え、一七年七月二〇日、第一六軍（治集団）軍政監部（治一六〇二）を創設、本部に総務、内務、警務、司法、財務、産業、交通の七部を置き（中略）地方行政は、占領初期には東部省、西部省に二分し、占領部隊の軍人が軍政を担任したが、一七年七月軍政監部の設置にともない、ジャワ島を一七州に分け、別に二候地事務局、ジャカルタ特別市などを置いた」（二九—三〇ページ）とある。

小野東一の場合、前述の通り、自筆履歴書（下書き）と『南方軍政の機構・幹部軍政官一覽』は共に「昭和一七年八月三十一日」に「第十六軍軍政監部付」を陸軍省から命じられ、本部要員ではなく、「地方行政」を担当する「軍政要員」としてジャワ軍政監部から中部ジャワのペカロンガン州庁に派遣されたことを示している。以下には、そのペカロンガン州を含めた一七州の長官とその他ジャカルタ特別市の市長などに関して、不明な点が多いが、原則として昭和一七年八月の時点で就任していた陸軍司政長官につき、赴任前と離任後の役職と共に一覧表にしてみる。軍人については調査対象外とした。秦郁彦編『南方軍政の機構・幹部軍政官一覽』（一九九八年）がこうした情報を最も詳細に載せているが、本稿ではその他に秦郁彦著『戦前期の日本官僚制の制度・組織・人事』、秦郁彦編『日本官僚制総合事典一八六八—二〇〇〇』、『職員録』、『厚生省職員録』、『新編 日本の歴代知事』（歴代知事編纂会編、平成三年<sup>21</sup>）も参照した。すなわち、

赴任前 愛媛県知事

一、バダビア州長官

畠田昌福（一七・八・一五—一八・三・一一）

（ジャカルタ州）

離任後 軍政監部

復員後 新潟県知事

二、バンテン州長官

渡辺広（一七・八・一五～一八・三・一一）

離任後 スラカルタ候地事務局

三、ボゴール州長官

園山光藏（予少将）（一七・八・二二―死去）

四、プリアンガン州長官

松井隈次郎（大佐）（一七・八・二二―一八・三・一一）

五、チレボン州長官

赴任前 台湾総督府・新竹州、台南州知事

一番ヶ瀬佳雄（一七・八・二二～一九・二・五）

離任後 プリアンガン州長官

同州長官

赴任前 台湾総督府・新竹州知事

藤村寛太（一九・二・五～二〇・一・九）

六、ペカロンガン州長官

赴任前 厚生省人口局総務課長

床次徳二（一七・八・一五～一九・一二・二九）

離任後 軍政監内務部長

復員後 徳島県知事

赴任前 厚生省職業局転職課長

同州長官

吉田政雄（一九・一二・二九～不明）

七、スマラン州長官

小見山恭造（軍人）（二七・八・二五―一八・三・二一）

八、パティ州長官

赴任前 新潟県警察部長

中村元治（二七・八・一五～一九・九・一四）

復員後 大分県知事

九、パニユマス州長官

赴任前 三重県経済部長

岩重隆治（二七・八・一五～不明）

復員後 福岡県知事

一〇、ケドウ州長官

石川定俊（二七・八・一五～一九・一二・二九）

離任後 ジョクジャカルタ候地事務局

一一、スラバヤ州長官

安岡正臣（予中将）（二七・八・二五―不明）

一二、ボジョネゴロ州長官

横浜和義（軍人）（二七・八・一五―一八・一一・一〇）

一三、マデウン州長官

武政隆一（二七・八・一五～一八・一二・七）



一四、ケデリ州長官

赴任前 台湾総督府専売局長

木原円次（一七・八・二二～一九・七・二五）

離任後 プリアンガン州長官

一五、マラン州長官

田中稔（軍人）（一七・八・二五―二〇・三・二）

一六、ブスキ州長官

高橋良（軍人）（一七・八・二五―二〇・三・二）

一七、マヅラ州長官

赴任前 秋田県総務部長

山本義章（一七・八・二二～一八・三・一一）

離任後 ジャカルタ州知事

復員後 京都府知事

一八、スラカルタ候地事務局長

赴任前 埼玉県知事、岐阜県知事

宮野省三（一七・八・一五～一八・三・一一）

離任後 スマラン州知事

赴任前 山形県知事

一九、ジヨクジャカルタ候地

山内維喜（一七・八・一五～一九・二・二九）

事務局長

離任後 スマラン州知事

二〇、ジャカルタ特別市長

塚本栄（一七・八・八〜一八・六・一四）

赴任前 厚生省人口局体練課長

同市長

吉江勝保（一八・六・一四〜一九・七・一七）

離任後 ケデリ州知事

二一、スラバヤ市長

中屋重治（一七・九・五〜一八・三・一一）

離任後 マツラ州知事

以上比較対照の範囲も網羅的ではなく、かつ調査も徹底していない限界にはあるが、一定の傾向は見て取ることが出来るように思う。すなわち、従来内務省から派遣された地方官による国内地方行政および台湾総督府による植民地行政のノウハウを活用して、「大東亜戦争」際シ陸軍特設部隊」の「職員」たる「陸軍司政長官」、「陸軍司政官」による占領地行政を遂行しようと考えられていた、ということである。赴任前には「厚生省人口局総務課長」であった床次徳二も、その経歴を辿れば千葉県、静岡県、東京府、奈良県にて地方行政の理事者であった。なお、復員後に最後の官選知事として府知事、県知事に就任したケースが多かった点は、行政官庁における人事の一貫性ないし高等官への処遇と解すべき事柄だったと言えようか。また、陸軍司政長官が赴任前の職場での気心の知れた部下を秘書役として同行するということは当時の通例だったのではないだろうか。ベカロンガン州長官床次徳二とベカロンガン州官房長小野東一が念頭にあるわけだが、それ以外に例えば『戦前期の日本官僚制の制度・組織・人事』（一九八一年）四一九ページにある「南西方面海軍民政政府」の「昭一九・一・一五現在」の「総監 山崎巖」と「官房長 入江誠一郎」の二人は、昭和一七年七月一日現在の「職員録」「内務省」の個所（三〇ページ）に「次官 山崎巖」、「大臣官房 秘書官 人事課長 入江誠一郎」と載っている内務次官と内務大臣官房秘書官人事課長のコンビであった。

本章では最後に小野東一の秘書としての仕事ぶりを、床次夫人八重子様宛の絵葉書<sup>(22)</sup>により紹介しておきたい。本文には日付は見られないが、一二月一六日受取との注記があり、おそらく赴任したその昭和一七年一二月のことだと思われる。明治三九年（一九〇六年）生まれの父なので、昭和一七年（一九四二年）当時父は三六歳だった。絵葉書の絵の部分はジャワの農村風景のスケッチ画であった。文面はこうであった。すなわち、

「床次八重子様

ジャワ軍政監部／ペカロンガン州庁／小野東一

打通しの御無沙汰、誠に申譯ありません。性來の筆不精平に御寛容願えます。

閣下にはいつも変わらず、御元氣にて陣頭指揮、新らしき構想は次々と生れ、まこと満足この上なく業務<sup>(23)</sup>に追われて居ります。及ばす乍ら官房長以下御そばに居りますれば御患念なく御休神願えます。

皆様の御健康を祈りまして。」

おわりに

今回の試みを始める以前から推測されていた時代史との交差は、父が戦前陸軍司政官だったという経歴、また戦後防衛庁部員として自衛隊員の衣食住の調達補給に専ら従事していたという経歴であった。陸軍司政官当時の上司がのちの床次徳二衆議院議員だということも以前から知っていた。それ以外の祖父隆田の明治初めの廢仏毀釈との係わり、伯父隆歡の大正期京都での、「京都帝大の出身の少壮の学者」を師と仰ぐ学園生活など、まったく無知の領域に属していた。今回は隆歡の一八歳、一九歳当時の計三篇の論考の紹介にページを費やした。彼は早世したが、彼より二歳上の大正教養人に林達夫（一八九六—一九八四）がいた。林とは京都で西田幾多郎に学

んでいる点で共通するが、「僧籍に身を置く一個の宗教家」という制度的な要素を持っていたか否かで重荷が違っていたように思う。その重荷の点では、伯父より二歳下の、浄土宗西山派の学寮に通っていた中村俊定の方が似ていた。大学から大正教養主義の残滓が消えたことが、今日の大学の変質をもたらしたと考えているが、その教養の内容において大正期京都の智積院の境内で発行されていた、「私立大學智山勸學院」の紀要『智山學報』に寄稿された諸論考を検討することは、近代日本の精神史上意味ある事柄だろう。

父の緘黙については、こうした試みによつて伝記的な事実の細部が明らかになればなるほど、緘黙でも饒舌でも構わないという気分になる。しかし、倉沢愛子「文献とオーラル・リサーチの効用的併用の一例」、『三田社会学研究』第一五号（二〇一〇年、二〇一三〇ページ）からブスキ州での公然たる戦争犯罪を教えられる時、やはり父が証言者であつたらと思いたくなる。（二〇一四・八・三一）

付記 今回の調査研究では、とりわけ円能院住職佐藤隆一師より御協力を賜った。心から御礼申し上げる次第である。

#### 注

- (1) 司馬遼太郎「清沢満之と明治の知識人」、『中央公論』九三〇号（昭和四〇年四月発行）、四〇二ページ。
- (2) 村山正栄編『智積院史』（京都市東山区東瓦町智積院内弘法大師遠忌事務局発行、昭和九年）。
- (3) 前掲『智積院史』には「本派の事情は本校の位置を東京に移して經營するを可とするに至り、昭和四年四月九日附文部大臣より學校移轉の認可、同四月十五日附名稱變更の許可を得て、私立大學智山勸學院を智山専門學校と改稱し、同年春本校を東京石神井の新校舎に移轉云々」（三一五ページ）とある。なお、智山専門學校のその後に關しては「大正大學五十年略史」（大正大學五十年史編纂委員會編、昭和五一年）に「昭和十八年三月三十一日限り大正大學へ合併」（二六七ページ）とある。大正大學とは「大正十五年四月（中略）仏教綜合大學の建設を目指して設立されたものである。本學の設立母胎（同、一ページ）は「天台宗の『天台大學』、浄土宗の『宗教大學』、真言宗豊山派の『豊山大學』（同、二ページ）であり、そこに「後から参加した智山専門學校の三宗四派の四校が連合したものである」（同、一ページ）。
- (4) 戸籍には記されていないが、円能院にて先年作成頂いていた「小野家過去帳」の隆歡の箇所には「克太郎」と添書があるので、小野克郎とはこの克太郎に由来するペンネームであろうと思われる。なお斎藤昭俊編『智山人名辞典』（山喜房佛書林、昭和四七年、七七ページ）では小野隆歡「印度哲学宗教史に顕われたる「我」思想の發達史的考察」一篇を紹介頂いている。

(5) 『智山學報』第八号(大正一〇年七月二七日発行)の「雜報」のなかの「本大學現教職員氏名」に続く「擔任科目」欄で藤井講師は「印度哲學史、哲學綱要、心理學」(八三ページ)と記されている。藤井黙恵は智山勸學院でも心理学を教えていたわけで、浄土宗西山派の学寮で心理学を教えていたという中村俊定の証言は間違っていないように思われる。なお、『京都大学卒業生氏名録』(京都大学、一九五六年、五〇五ページ)にて、藤井黙恵は「長崎」出身で、「明四三・七」に「文・印哲」卒業と確認出来る。また『近代大谷派年表』(真宗教学研究所編、昭和五二年)の大正七年(一九一八)九月一日の項に「真宗大谷大学教員榊亮三郎(梵語)・赤城智城(宗教学)・綿田義富(哲学)・石川了整(宗・余乘)・細田秀造の5名が依願退職し、藤井黙恵(梵語)(中略)が就職」(二二八ページ)とある。

(6) 『智嶺新報』第一九四号(大正六年四月二二日発行)の「新義眞言宗智山派録事」(二〇ページ)に「大正五年度學事報告」があり、そのなかで「右本院豫科所定全科ノ學科ヲ卒ヘタリ」とされた二名のうちに「小野隆觀」の名があり、さらに「右品行方正ニツキ之ヲ賞ス」とされた者のなかに「小野隆觀」の名がある。また『智嶺新報』第二〇六号(大正七年四月二二日発行)の「新義眞言宗智山派録事」(一一ページ)の「學事」のなかの「本科一年終了」の欄に「小野隆觀」の名があり、かつ「右學術優等ニ付賞状ヲ授與セリ」のなかに「小野隆觀」の名がある。また『智嶺新報』第二一七号(大正八年三月二二日発行)の「新義眞言宗智山派録事」(一二ページ)に「右學術優等ニ付賞状ヲ授與セリ」として小野隆觀他一名の名がある。そして『智嶺新報』第二三〇号(大正九年四月二二日発行)の「新義眞言宗智山派録事」(一一ページ)の「學事」の欄に「大正八年度卒業者左ノ如シ」とあり、その卒業一二名のなかに小野隆觀の名がある。以上の『智嶺新報』掲載事項は、「智山派メール」を通して、二〇一四年六月に眞言宗智山派宗務庁総務部平野様より御教示頂いた。また大正大学附属図書館にては『智嶺新報』複写版の閲覧を許可頂いた。

(7) 先に紹介した小野隆觀「第二位者の生活者の價値」のなかで、「大正五年五月十二日、大師堂で、吾が尊敬する大槻快尊師は次の如く語られた」と記し、「戒律堅固の聖僧、現に佛位を證する高德は即ち第一位者である」のに対して、「吾等は第二位者の立場にある」と発言されていたと報じている。そしてさらに続く五月二十一日御影堂の式終つて生徒一同は大師堂に集まつて壇上に木村政覺師を仰いだ」と記し、その木村政覺師が「先回の雄辯會には新進の人々が新しい説を吐て下された。過日の大槻師の説には師は自から第二位者であると云つた」と語り、そして「第二位者たらんとするものは、第二位者たれ、私は何處までも第一位者の強的態度である」と語つたと報じている。木村政覺師が指摘する「先回の雄辯會には新進の人々が新しい説を吐て下された」という、その「新進の人々」の「新しい説」に小野隆觀の弁論が含まれているか否かは不明だが、いずれにせよ、大正五月二二日の「大槻快尊師」、五月二二日の「木村政覺師」を受けて、隆觀は同月中の「一九一六、五、二五、午後二時」に「第二位者の生活者の價値」を書き上げていたことになる。

(8) 平間寺に残る隆觀の記録としては、平成二四年七月一七日付で円能院住職佐藤隆一師を介して、平間寺法務部法務課亀田義修様より「大靈簿 過去帳」に「平間寺徒弟」と記載があることを教えて頂いている。また今日、平間寺境内の歴代山主が眠る墓地の一角に隆觀は隆田の法資たる隆純と共に、一つの墓石に眠っている。破格の扱いであろう。なお、隆田に関しても「大靈簿 過去帳」にある記載を教えて頂いている。

(9) 後の履歴書ではすべて中学校については神奈川縣立横浜第二中學校とある。これは現在の横浜翠嵐高校である。もし「横浜」が付かない神奈川縣立第二中學校であれば、現在の小田原高校となる。川崎から小田原まで通学することは考えられないので、多分この「神奈川縣立第二中學校」は記憶間違いであるように思われる。

(10) 「戸主」の制度が戦後廃止されたので戸籍が「改製」され、その「改製」以前のもの、すなわち「改製原戸籍」を今回参照している。

(11) 昭和一五年六月一日現在『厚生省職員録』（厚生大臣官房秘書課 三五ページに「體力局施設課」のなかの「屬六級」に「小野東一」の名を見る。

(12) 昭和一六年九月一日現在『厚生省職員録』（厚生大臣官房秘書課 五五ページに「人口局體練課」のなかの「屬五級」に「小野東一」の名を見る。

(13) 当時は広島県佐伯郡大竹町（現在の広島県大竹市）の軍港。現在の大竹港には軍港の面影はない。

(14) 太田弘毅「陸軍占領地行政に従事せし、文官の人数と配置」、『日本歴史』三三二八卷（一九七五年）五〇ページ。

(15) 「近代立法過程研究会収集文書」No.57『床次徳二関係文書目録』（東京大学法学部近代法政史料センター原資料部 昭和五九年七月）「第二部 書類（原資料の部）」「X. その他」の「9 略歴書（床次徳二） 孔版5頁」。

(16) 前掲『日本官僚制総合事典一八六八—二〇〇〇』「高等試験合格者一覧」（二五四ページ）のなかに床次徳二の名がある。「大正一四年一月」の行政科の合格者三三二名の一人で、「入省先 内務」、「同配属 一五社会属」、「最終官歴 徳島県知事」、「その他（衆）（国務相）」とある。

(17) 前掲昭和一五年六月一日現在『厚生省職員録』六四ページに「豫防局優生課」のなかの「書記官課長」に「床次徳二」の名を見る。

(18) 前掲昭和一六年九月一日現在『厚生省職員録』四九ページに「人口局総務課」のなかの「書記官課長」に「床次徳二」の名を見る。

(19) 昭和一六年九月一日現在で小野の上司であった体練課長吉江勝和は床次、小野に遅れること一年、「ジャカルタ特別市長」（一八・六・一四—一九・七・一七）、「ケデリ州」長官（一九・七・二五—）として、同じ「南方軍政機構」に派遣されていた。前掲『日本官僚制総合事典一八六八—二〇〇〇』（二二九ページ）、前掲『南方軍政の機構・幹部軍政官一覽』（二五九ページ）参照。

(20) 前掲「近代立法過程研究会収集文書」No.57『床次徳二関係文書』、「第一部 手帖・草稿・書簡（マイクロの部）」「I 手帖類」のNo.19.（一九四二）「手帖一冊」。

(21) 『新編 日本の歴代知事』（歴代知事編纂会編、平成三年）については、そこからの引用箇所を明記しなかったが、この一覧表における赴任前、復員後の情報をヴィヴィッドに提供してくれる貴重な文献である。

(22) 前掲「近代立法過程研究会収集文書」No.57『床次徳二関係文書』、「第一部 手帖・草稿・書簡（マイクロの部）」「V. 書簡」のNo.13.「差出人 小野東一、受取人 床次八重子、一通」。

(23) ベカロンガン州長官として陸軍司政長官床次徳二が立案・執行していた「業務」に関しては、アジア経済研究所『岸幸一コレクション—南方関係軍政・海軍資料を中心に』を参照。例えば、その「D. 南方軍政」、「D3—880」の「ベカロンガン州長官床次徳二」ベカロンガン州告示第一

号 地方振興ニ関スル件左ノ通定ム」昭和一七年九月二十五日、2 p.」は次のように始まる。すなわち、「告示／ペカロンガン州告示第一號／地方振興ニ關スル件左ノ通定ム／昭和十七年九月二十五日／ペカロンガン州長官床次徳二／地方振興ニ關スル件／第一條 地方行政、教育、産業及厚生等ノ事業ニ貢獻シ地方ノ振興ニ寄與シタル者又ハ州民ノ模範タルベキ行為アリタル者ニ對シテハ州長官之ヲ表彰シ且賞金ヲ授與ス／第二條（後略）」。なお、岸幸一氏は『インドネシアにおける日本軍政の研究』（早稲田大学大隈記念社会科学研究所刊行、紀伊国屋書店発行、昭和三四年）の「執筆代表者」である。